

平成22年4月28日 判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 大松繁雄

平成19年(行ウ)第474号 分限免職処分取消請求事件

口頭弁論の終結の日 平成22年1月27日

判 決



原 告	疋 田 哲 也
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	津 田 玄 児
同	福 島 晃

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

被 告	東 京 都
代 表 者 兼 処 分 行 政 庁	東 京 都 教 育 委 員 会
教 育 委 員 会 代 表 者 委 員 長	木 村 孟
訴 訟 代 理 人 弁 護 士	松 崎 勝
指 定 代 理 人	中 野 多 希 子
同	小 林 宏 之

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

東京都教育委員会が原告に対し平成16年2月23日付でした分限免職処分を取り消す。

第2 事案の概要

被告に属する東京都教育委員会(以下「都教委」という。)が被告の教育公務員であった原告(中学校の理科担当教諭)に対し地方公務員法28条1項に基づき平成16年2月23日付分限免職処分(以下「本件分限免職処分」とい

う。)を行ったところ、原告が当該処分は違法であるとしてその取消を求めたのが、本件事案である。

## 1 争いのない事実

### (1) 当事者

原告は、昭和30年11月1日生まれの男性である。

被告は、都教委が所属する地方公共団体である。

### (2) 原告の職歴等

原告は、昭和55年(1980年)4月1日に、被告に東京都公立学校教員(担当教科は理科)として採用されて、練馬区立中村中学校に配属され、その後、昭和63年(1988年)4月1日に東久留米市立西中学校(以下「東久留米西中学校」という。)へ、平成10年(1998年)4月1日に小平市立小平第五中学校(以下「小平第五中学校」という。)へ、それぞれ転任した。

なお、小平第五中学校の校長は、原告の着任時は●●●であったが、平成11年4月には●●●●(以下「●●前校長」という。)に変わり、平成14年4月以降は澤川菊雄(以下「澤川校長」という。)であった。

### (3) 本件分限免職処分に至る経緯

ア 原告は、小平第五中学校に転任した平成10年4月上旬ころ、同校理科室及び理科準備室などにギター、ステレオ、スピーカー、アンプ、古タイヤ等を持ち込み、そのまま同室に保管していた。

イ 原告は、少なくとも平成14年6月17日から平成15年3月25日までの間、自動車通勤を行っていた。

ウ 原告は、平成15年3月1日午後0時30分ころ、同校理科室において、同校で禁止していた缶ジュースを持っていた同校ソフトテニス部男子生徒(以下「生徒A」という。)に対し、少なくとも、同生徒を床に倒し、靴を履いた足で同生徒の頭部を踏む行為に及んだ。

エ 原告は、山梨県南都留郡山中湖村で行われたワールドジュニアソフトテニス選手権第2回春季大会（以下「本件ソフトテニス大会」という。）に生徒を引率して参加させた際の同年5月5日午前9時45分ころ、テニスコートサイドにおいて、試合に負けた同校ソフトテニス部男子生徒（以下「生徒B」という。）の両ほほを両手の平手で10回以上叩くとともに、右足を同生徒の頭上で振り回して左肩等に当てる行為を行った。

オ 原告は、前記生徒Bに対する体罰及び暴力について、澤川校長から同月中に4回にわたり事情聴取に応じるよう命令されたにもかかわらず、これに従わず拒否した。

カ 原告は、生徒Bに対し、同年6月18日午後4時ころ、原告から体罰及び暴力を受けていないという内容の「確認書」と題する書面（乙2、以下「本件確認書」という。）を渡し、同生徒及び同生徒の保護者に署名するよう告げた。

キ 原告は、同月20日に行われた小平市教育委員会（以下「市教委」という。）の事情聴取において、生徒Bに対する体罰及び暴力は行っていない旨の発言を行った。

また、原告は、同年8月27日に行われた都教委の事情聴取においても、生徒Bに対する体罰及び暴力は行っていない旨の発言を行った。

ク 原告は、同年10月3日、同月6日から平成16年3月31日まで、小平第五中学校を離れ、東京都教職員研修センターなどで、市教委主催の研修（以下「本件研修」という。）を受けることを命ぜられ（市教委の職務命令に基づいた澤川校長の職務命令）、本件分限処分を受けるまで、当該研修を受けた。

ケ 澤川校長は、本件研修を受けていた原告に対し、平成15年12月16日午後1時ころ、小平市立大沼公民館において、文書（乙3）によって、以下の職務命令（以下「本件私物等撤去命令」という。）を発出した。

- ① 第1, 第2理科室, 第1, 第2理科準備室及び暗室にある私物については, 平成15年12月26日から翌16年1月5日までの間に搬出すること。
- ② その他の場所の私物は, 平成16年2月29日までに搬出すること。
- ③ 職員室の私物は, 年度末(平成16年3月末日)までに搬出すること。
- コ 市教委は, 都教委に対し, 平成16年2月3日, 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という。)38条1項に従い, 生徒Bに対する体罰等に関する原告の処分について, 適正な処分をされたい旨の内申をした。
- サ 都教委は, 原告に対し, 同月23日付で, 地方公務員法28条1項3号に基づき, 本件分限免職処分をした。

本件分限免職処分の処分説明書に記載された処分の理由の概要は, 以下の事実を踏まえ, 教育公務員としての適格性を欠くというものである。

- ① 原告は, 前記アの大量の私物の持ち込みに関し, 澤川校長から平成14年4月30日, 同年5月7日, 同月20日, 同年9月5日, 同年10月ころ, 平成15年3月4日, 同年5月29日, 同年9月18日に, 私物を整理・撤去するよう指導を受け, さらに同年12月16日, 本件私物撤去命令を受けたにもかかわらず, 同命令に従わず, そのまま放置した。
- ② 原告は, 前記イの自動車通勤に関し, 151日間にわたる当該自動車通勤が通勤届と異なる無届で行われたものであり, 平成14年8月5日, 同年9月20日, 同年10月23日, 同月25日の4回にわたり, 同校校長室において澤川校長から口頭及び文書で是正を命令されたにもかかわらず従わなかった。
- ③ 原告は, 平成15年3月1日午後0時30分ころ, 同校理科室において, 禁止している缶ジュースを持っていた生徒Aの左ほほを右手のこぶ

しで3回殴り、同生徒を床に倒し、靴を履いた足で同生徒の顔の右側を1分程度踏みつけた。

④ 原告は、本件ソフトテニス大会に生徒を参加させた際の同年5月5日午前9時45分ころ、テニスコートサイドにおいて、試合に負けた同校ソフトテニス部男子生徒（生徒B）の両ほほを両手の平手で10回以上叩くとともに、右足を同生徒の頭上で振り回した後、左肩及び左側頭部を蹴るなどの体罰を行った。

⑤ 原告は、本件体罰及び暴力について校長から4回にわたり事情聴取に応じるように命令されたにもかかわらず、これに従わず拒否した。

⑥ 原告は、同年6月18日午後4時ころ、生徒Bに対し、原告から体罰及び暴力を受けていないという内容の確認書を渡し、同生徒及び同生徒の保護者に署名するよう要求した。

⑦ 原告は、同年6月20日市教委で、及び8月27日都教委で行われた事情聴取において、生徒Bに対する体罰及び暴力は行っていないなど虚偽の発言を行った。

#### (4) 本件訴訟提起に至る経緯

原告は、東京都人事委員会に対し、平成16年4月23日、本件分限免職処分取消を求める不服申立て（口頭審理の請求）をした。

東京都人事委員会は、平成19年1月26日付で、原告の審査請求を棄却する旨の決定をし、原告は、遅くとも同月30日までに同決定書の写しを受領した。

原告は、同年7月29日、本件訴訟を提起した。

## 2 争点

(1) 原告について地方公務員法28条1項3号に該当する事由（その職に必要な適格性を欠く場合）があるか。

(2) 本件分限免職処分について手続上の違法があるか。

### 3 争点に関する当事者の主張の要旨

(1) 争点(1) (原告について地方公務員法28条1項3号に該当する事由があるか。)について

(被告の主張)

ア 判断基準

(ア) 地方公務員法28条1項3号の「その職に必要な適格性を欠く場合」とは、当該職員の簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等に基因してその職務の円滑な遂行に支障があり、又は支障を生ずる高度の蓋然性が認められる場合をいうものと解される。

この意味における適格性の有無は、当該職員の外部に表れた行動、態度に徴してこれを判断すべきであり、その場合、個々の行為、態度につき、その性質、態様、背景、状況等の諸般の事情に照らして評価すべきであることはもちろん、それら一連の行動、態度については相互に有機的に関連付けて評価すべきであり、さらに、当該職員の経歴や性格、社会環境等の一般的要素をも考慮する必要がある、これら諸般の要素を総合的に検討した上、当該職に要求される一般的な適格性の要件との関連において同号該当性を判断しなければならない(国家公務員法78条3号に関する最高裁平成16年3月25日第一小法廷判決・判例時報1871号22頁)。

なお、原告が引用する最高裁昭和48年9月14日第二小法廷判決(民集27巻8号925頁)は、その判示から明らかなおり、あくまで小学校長を教諭に降任した事案であり、原告が引用する「免職の場合における適格性の有無の判断については、特に厳密、慎重であることが要求される」との判示部分は、いわゆる傍論である(前記最高裁平成16年3月25日判決は、分限免職の事案であるが、最高裁昭和48年9月14日判決の上記判示部分はこれを引用していない)。

(イ) 原告の職は、普通教育（中学校）の教員であり、「生徒の教育をつかさどる」者であったのであるから、「教員が成熟した社会人として自ら実践、垂範してする実物教育こそが、高等教育や専門教育に比して格別に強く期待されているものとみななければならない」（最高裁昭和54年7月31日判決・判例時報944号における環裁判官の補足意見）ことが特に考慮されるべきである。

イ 原告の教育公務員としての非適格性

原告は、以下のとおり、教育公務員として適格性を欠く種々の行為を重ねてきたものである。

(ア) まず、本件分限処分の処分説明書に記載された7つの事実について述べる。

① 私物の保管について

原告が、小平第五中学校に、平成10年4月上旬ころに搬入した私物等の量は、段ボール箱にして200個程度であり、その後、原告が搬入した物も含め、平成14年4月当時は、原告の私物等（いわゆる成人雑誌も含まれていた。）は、小平第五中学校の第2理科室、第2理科準備室のみならず、第1理科室、第1理科準備室等にも放置されていた。

澤川校長は、原告の私物等が放置されていることを現認し、原告による私物等の放置が学習環境の観点からすれば到底放置できないものと判断し、平成14年4月10日の職員会議において、学習環境の整備について話をするとともに、平成14年4月30日には、校長室において、原告に対し、「5月の連休を利用して校外に搬出してほしい」旨を話し、私物等の撤去を指示（指導）したのであるが、原告はこれに従わなかった。

そこで、澤川校長は、原告に対し、同年5月7日、同月20日、同

年9月5日、同年10月（ただし、日時は不詳）、翌平成15年3月4日、同年5月29日、同年9月30日（「9月18日（木）」ではない。）に、それぞれ私物等の搬出方を指示したのであるが、原告は澤川校長の上記指示に従わず、私物等を搬出しなかった。

澤川校長は、私物等の件を放置することはできないものと考え、本件研修中であった原告に対し、平成15年12月16日午後1時ころ、小平市立大沼公民館において、本件私物撤去命令を発出した。これに対し、原告は、平成16年2月22日（日曜日）までにトラックを使用して私物等の搬出を行ったが、スピーカーやアンプ等の音響機材についてはこれを搬出せず、同年5月27日時点でも、音響機材を小平第五中学校の第2理科準備室に放置していた。

このように、公立学校教員が、段ボール箱200個以上の私物等を学校に搬入すること自体が異常な出来事であって、偶発的なものではなく、原告の素質、性格に基づくものであり、生徒が授業で使用する第2理科室及び第2理科準備室に成人雑誌を含む私物等を放置することは、公立中学校の学習環境の整備という点からしても放置できないものであることは明らかである。そして、原告は、澤川校長からこれら私物等を整理・撤去するよう指導を受けていたにもかかわらず、平成16年2月に至るまで応じなかったのであって、このことは、原告の教育公務員としての適格性欠如の徴表事実であることは明らかであり、分限処分事由となることは明らかである。

## ② 自動車通勤について

「小平市立学校教職員服務規程」（平成12年市教委訓令第4号）第11条にも「教職員は、徒歩又は自転車若しくは公共交通機関により通勤するものとする。」と規定されていることから明らかなどおり、交通事故の可能性等からすれば、職員の通勤については、公共交通機



関によることが原則であるし、原告の自宅から小平第五中学校までの公共交通機関での通勤時間は、徒歩時間等に余裕をみても約70分程度のものであり、通勤時間の点からすれば、原告に自動車通勤を認めなければならない事情は存在しなかった。

澤川校長は、原告が自動車通勤をしている事実を確認した上、原告が公共交通機関を利用する旨の通勤届と異なる自動車通勤をすること自体、サービスの厳正という観点からすれば問題であると判断していたのであり、前記規定を踏まえた立場から、原告に自動車通勤をやめるよう、少なくとも、平成14年8月5日、同年9月20日、同年10月23日、同年10月25日の4回にわたり、原告に対し、口頭及び文書をもって是正を命じているのであるが、原告は、校長の是正命令に従わず、自動車通勤を続けた。

特に、平成14年9月20日には、校長室において、澤川校長は原告に対し、「車通勤自体が認められていないから乗ってきてはいけない」旨を職務命令として文書で発出しようとしたのであるが、原告は「ふざけんじゃねえ、やめろ、俺は知らないぞ。」と言って校長室を出てしまったのみならず、澤川校長が職員室に戻っていた原告に対し、職務命令を発出しようとしたことに対し、原告は自らの耳をふさいで職員室の中を逃げ回り、澤川校長が原告の机の上に職務命令書を置いたことに対し、原告は「いやだ、知らない。勝手に置くんじゃない。」と言うとともに、原告の机の上に置かれていた職務命令を破って丸めた上、岡崎教頭の胸ポケットに押し込む等の行為をし、同年10月15日には、澤川校長がポラロイドカメラで撮影した写真を見せながら、自動車通勤はいけないと指導したところ、原告は、「肖像権のこともあるしこれは犯罪だ、隠し撮りみたいなことは止めなさい。」と言って、写真を取り上げ両手で丸めてぐしゃぐしゃにし、さ

らに、職員室から廊下に出て大声で、「おーい、校長がこんな写真を撮っているんだぜ。」と言って生徒に写真を見せる行為に及んだ。

このように、自動車通勤の件については、通勤届と異なる通勤をしていること自体が問題であり、前記職務命令違反等の態様を含め、原告の行為は教育公務員としてはあるまじき行為といわざるを得ないのである。

### ③ 生徒Aに対する体罰について

原告は、平成15年3月1日、缶ジュースを持っていたソフトテニス部の男子生徒Aに対し、その左ほほを右手のこぶしで3回ほど殴り、続いて、生徒Aに足払いをして床に倒し、靴（内履き）のまま、生徒Aの顔の右側を1分程度踏みつけるという悪質な態様の体罰を行った。

体罰は、学校教育法11条ただし書にも規定されているように、明確に禁止されている。

原告が生徒Aの左ほほを殴ったか否かを問わず、前記体罰が決して許されないものであることは明らかである。

この体罰は、PTA役員会代表が平成15年9月25日付で小平第五中学校及び市教委に提出した「要望書」（乙27）に、原告の問題行動として、最初に記載されていたものである。

### ④ 生徒Bに対する体罰について

原告は、平成15年5月5日の本件ソフトテニス大会の試合に負けた生徒Bの両ほほを両手の平手で10回以上叩き、「俺だって、寝ていなくても、こんなに足が上がるんだ。」と言って、右足を生徒Bの頭上で振り回し、生徒Bの左肩等に当てるとともに、「ストレッチをしていれば足はこんなに動くんだ。」と言い、生徒Bの両足の間に足を入れ、肩を2回ほど押し、「ストレッチはこうするんだ。」と言った上、右足で生徒Bの右足を蹴るという悪質な態様の体罰を行った。

この体罰は、生徒B及びその保護者の申告で明らかになったものである。

⑤ 澤川校長からの事情聴取拒否について

澤川校長は、原告が生徒Bに体罰を行った旨の情報を得て、平成15年5月8日の朝に生徒Bの保護者に電話をした上、同日午後1時10分ころ、校長室において、原告から生徒Bに対する同月5日の体罰の件について話を聞いたのであるが、澤川校長の「生徒を叩くという行為はなかったんですか。」との質問に対し、原告は「あるわけがない。」と答え、これを全面的に否定した。

その後、澤川校長は、再度生徒Bの保護者に確認した上、原告から直接事実を確認する必要があると判断し、同月16日午前8時40分ころ、同月19日（月）午前10時45分ころ、同日午後1時25分ころ、同月27日午後1時ころの4回にわたり、いずれも同月5日の件について事情を聞きたいので、校長室に来るようにとの職務命令を発出したのであるが、原告は校長室には来なかった。

⑥ 生徒Bに関する確認書について

原告は、市教委の事情聴取が同年6月20日に行われる旨の連絡を受け、「私生徒Bは、平成15年5月5日の山中湖村でのソフトテニス大会で、疋田教諭から体罰、暴力を受けていません。また、そのような報告をしていません。」と記載し、日付を同年6月19日とする「確認書」と題する書面を作成し、生徒Bに対し、同月18日午後4時ころ、「これは弁護士に相談してこういうふうにしなさいと言われてただけで、これを自分の手で書くなりワープロで打つなりして、出してもらいたい。」、「これを出してくれば、聞き取りのときは体罰はなかったということにできる。できれば、是非書いてほしい。」と言って手渡した。

原告は、同日午後6時30分ころ、生徒Bの保護者から抗議を受けた際、同保護者に対し、「教育委員会から問い合わせがあるかもしれないが、そのときには、体罰ではなく強い指導だと言ってほしい。」とさえ伝えた（迫った）のである。

このような原告の行為は、自己が生徒Bに対し行ったことが「体罰」であり、教育公務員として到底許されざるものであることを十分認識しながらした悪質な隠ぺい工作であり（「自らの教員としての活動を守るためにやむを得ない防衛手段」としてされたものではない。）、教育公務員としてあるまじき行為といわなければならないものである。

#### ⑦ 市教委及び都教委の事情聴取における回答について

原告は、生徒Bに対する体罰が教育公務員として許されざるものであることを認識していた。

にもかかわらず、原告は平成15年6月20日の市教委からの事情聴取に当たり、体罰の存在そのものを否定した。

さらに、原告は、同年8月27日の都教委からの事情聴取に当たり、都教委の「報告書では、あなたが平成15年5月5日（月）に体罰を行ったとされていますが、あなたは、体罰を行ったのですか。」との質問に対し、「行っていません。一切行っていません。」と答えているのであり、まさに虚偽の発言を行っているのみならず、都教委の「あなたは、今回のサービス事故について、どのように反省しましたか。また、その責任について、どのように考えていますか。」との質問に対し、「内容をよく調べて報告をしていただきたい。」とさえ答えている。

結局、原告は、市教委及び被告都教委の事情聴取において、教育公務員として到底許されざる言動をしていたのである。

(イ) その他の事情について

原告は、処分説明書に記載されていないが、以下のとおり、教育公務員としての適格性を欠く行為を重ねているものである。

そして、分限処分においても、処分の際に処分説明書の交付という形で処分理由の付記が要求されることは懲戒処分と同様であるが、分限処分は、職員の個別の行為を分限事由としているわけではなく、「その官職に必要な適格性を欠く」という職員の「状態」が分限事由とされているものであるから、当該処分の取消訴訟においては、分限処分時における当該公務員の適格性に関する全ての事由がその対象となり、訴訟において処分理由を追加主張することも許されるというべきである（大阪高裁昭和40年3月22日判決・行裁集19巻3号457頁参照）。

a 原告は、平成14年8月下旬の午後1時ころ及び同年10月12日（ないし13日）午後3時ころ、小平第五中学校ソフトテニス部の女子生徒F及びGに対して、ほほを叩く体罰を行った。

b 原告は、平成14年6月発行の小平第五中学校のPTA広報会誌（乙25）において自己紹介をするに当たり、自己の名前を「疋田Johnny 入口屋卯兵衛XIII哲也先生」と記載し、岡崎教頭らから正式名を記載するよう求められたにもかかわらず、この表記に固執した。

c 原告は、前任の東久留米西中学校においても、原告が私物を大量に保管していることや体罰を行っていること等を指摘する匿名の告発文（乙41）が平成9年4月に提出され、問題行動を指摘されていたものである上、保護者や同僚ともトラブルを起こしていた。

原告は、澤川校長が小平第五中学校に着任する平成14年4月までは、生徒や保護者はもちろんのこと、校長・教頭や同僚との関係は良好であったと主張しているが、誤りである。

d 原告は、平成8年6月17日、東久留米西中学校の生徒Iに対し、

髪の毛を引っ張って音楽室から廊下に引きずり出し、引き倒して床に押し付けるという体罰を行った。

(ウ) 原告の主張する考慮すべき事由について

都教委は、本件分限免職処分を行うに当たり、原告が昭和55年に東京都公立学校教員として採用された後の職務上の経歴等は十分これを考慮している。もっとも、澤川校長が小平第五中学校に着任するまで、原告と生徒・保護者はもちろんのこと、校長・教頭、同僚との関係が良好であったものではなく、例えば、●●前校長らも、原告による私物の搬入が学習環境の点から問題であるとの認識を持っていた。また、原告の性教育研究会での活動等については、原告の問題行動からすれば、原告の教育公務員としての不適格性を否定する根拠にはならないというべきである。

さらに、原告が受けた本件研修の成果については、本件研修が地教行法45条1項に基づく研修であって一定の研修成果を得ることを目的とした研修（例えば、ステップアップ研修）とは性格を異にするものであることからすれば、市教委が本件研修の成果を踏まえて処分内申を行うかどうかを決定するというものではなかったし、口頭で報告された研修の成果についても、一連の問題行動を打ち消すに足りるものではなく、本件で問題とされる原告の素質、能力、性格等は、そもそも研修により是正し得るというものでもないから、本件研修の成果を踏まえてもなお、原告の教育公務員としての不適格性を否定できない。

ウ まとめ

以上述べたとおり、原告は、教育公務員として、「生徒の教育をつかさどる」（学校教育法49条、37条）立場（職）にあったのであるところ、平成14年4月から教育公務員としてあるまじき行為を重ねていたのであり、原告の上記行為を相互に有機的に関連付けて評価すれば、原告には、

簡単に矯正することのできない独善的な性格が存在しており、地方公務員法28条1項3号が規定する「その職に必要な適格性を欠く場合」に該当することは明らかである。

したがって、本件分限免職処分は、適法にされたものであるというべきである。

(原告の主張)

ア 判断基準

(ア) 公務員は強度の身分保障を受けており、公務員が自らの意に反してその身分を失うのは、懲戒処分の場合と、分限処分の場合に限られる。そして、地方公務員に対する分限処分は、公務員の身分保障の見地からその処分権限を発動し得る場合を限定したものであり、地方公務員法28条1項に該当する事由がある場合についてのみ許される処分である。

そして、同条に基づく分限処分については、任命権者にある程度の裁量権は認められるけれども、もとよりその純然たる自由裁量に委ねられているものではなく、分限制度の上記目的と関係のない目的や動機に基づいて分限処分をすることが許されないのはもちろん、処分事由の有無の判断についても恣意にわたることを許されず、考慮すべき事項を考慮せず、考慮すべきでない事項を考慮して判断するとか、また、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度を超えた不当なものであるときは、裁量権の行使を誤った違法なものであることを免れないというべきである。そして、任命権者の分限処分が、このような違法性を有するかどうかは、同法8条8項（現行法では9項）にいう法律問題として裁判所の審判に服すべきものであるとともに、裁判所の審査権はその範囲に限られ、このような違法の程度に至らない判断の当不当には及ばないといわなければならない。

そして、同法28条1項3号所定の処分事由について、同号にいう

『その職に必要な適格性を欠く場合』とは、当該職員の簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等に基因してその職務の円滑な遂行に支障があり、又は支障を生ずる高度の蓋然性が認められる場合をいうものと解される。この意味における適格性の有無は、当該職員の外部に表れた行動、態度に徴してこれを判断するほかはない。その場合、個々の行為、態度につき、その性質、態様、背景、状況等の諸般の事情に照らして評価すべきことはもちろん、それら一連の行動、態度については相互に有機的に関連付けてこれを評価すべく、さらに当該職員の経歴や性格、社会環境等の一般的要素をも考慮する必要がある。これら諸般の要素を総合的に検討した上、当該職に要求される一般的な適格性の要件との関連においてこれを判断しなければならないのである。

さらに、ひとしく適格性の有無の判断であっても、分限処分が降任である場合と免職である場合とでは、前者がその職員が現に就いている特定の職についての適格性であるのに対し、後者の場合は、現に就いている職に限らず、転職の可能な他の職も含めてこれら全ての職についての適格性である点において適格性の内容要素に相違があるのみならず、その結果においても、降任の場合は単に下位の職に降るにとどまるのに対し、免職の場合には公務員としての地位を失うという重大な結果になる点において大きな差異があることを考えれば、免職の場合における適格性の有無の判断については、特に厳密、慎重であることが要求される

(以上、最高裁昭和48年9月14日第二小法廷判決・民集27巻8号925頁参照)。

(イ) そして、教育公務員に対する分限免職が問題となっている本件においては、次の教諭の職の特徴が十分考慮されなければならない。

第1は、子どもに直に接しながら子どもに対する教育、すなわち、教科教育及び生活指導、全校的教育活動、並びに、自らの教育がその中に



統合されている教育課程の全校的実施の分担が教諭の職務の中心をなす、ということである。教諭の職務は、「生徒の教育をつかさどる」（学校教育法49条、37条）こと、すなわち、教諭個人による教室での教育及び教室外における生活指導、並びに、他の教師と共同して全校的教育活動を実行すること、さらに、学校の組織としての活動である校務（狭義）を担い、それを他の教師と共同して実行することから構成されている。教諭の職務の最も大きな特徴は、子どもに直に接する者として、個別的又は集団的に子どもに対して教育を行うことを中心としながら、個々の教諭による教育活動がそのもとに統合されている、学校の編成する教育課程を実行するために必要とされる校務（狭義）を担当することから構成されていることにその特徴がある。

第2は、旭川学テ事件最高裁大法廷判決（昭和51年5月21日）が確認した、「子どもの教育が教師と子どもとの間の直接の人格的接触を通じ、その個性に応じて行わなければならないという本質的要請」に教師が応えるためには、階層性のもとにある通常の公務員とは異なり、教科教育及び生活指導を実行する前提として、教師にはその人間的主体性ないしは個性が発揮される余地が十分に認められる必要があるということである。そして、子ども的人格の様々な側面の全面的発達に教師一人だけでは到底応答できないので、多様な個性を有している教師が集団として子どもに対応せざるを得ないことに照らせば、個々の教師の人格的主体性ないしは個性の発揮は、学校が組織として子ども人間としての成長発達に応答するための欠くべからざる前提を構成しているものとさえいえる。

このような教職員の職務の性質から勘案すれば、教職員に対する分限処分が許される場合、すなわち、その矯正し難い人格上の問題から教職員の職務の遂行に支障を与える蓋然性が高い場合とは、教育活動につい

ていえば、子どもとの人格的交流を拒絶し、子どもの要求に応答する教育活動を実行することがその人格上の問題から不可能又は困難となっている場合のことを指すといえる。また、他の教師と共同して実行する全校的教育活動及び校務分担についていえば、教育上正当な理由もなく、校長及び他の教師から教育上の理由がないことを指摘されていたにもかかわらず、それを受容せず、継続して繰り返し、全校的教育活動を実行せず、また校務分担を果たさなかった場合であるといえる。

教師集団に必要とされる先的人格的多様性という観点からすれば、そのような人格的多様性を損なうような、ある特定の教師像を想定し、それを基準として教育活動に対する支障を判断することに対しては、相当に慎重でなければならないものといえる。

(ウ) 被告の指摘する環裁判官意見は、教員について「社会人としての実践・垂範する実物教育こそが強く期待されている」と述べてはいるが、その前提として、「社会的ルールを尊重することによって相互に協同しながらも、いたずらに他人に追随することなく自主、自律の精神をもって自らの個性を確立することを忘れないという、二つの要素の均衡し調和した資質を養うことが、その重要な教育目標とされている」旨も述べている。

すなわち、環裁判官意見も、自ら生徒の垂範となる教員についても、校長・教頭への盲従を求めているものではなく、協同も必要だが、自主・自立の精神も必要、その均衡が重要、と述べているのである。

このような環裁判官意見に従うのであれば、無理難題・不合理な職務命令を頻発する校長に盲従する姿勢を生徒に示すことは、生徒の自主自律の精神を養う実物教育としては妥当ではないということになるはずである。

また、環裁判官意見は、むしろ、生徒の教育を受ける権利を重視して

おり、当該教師の独善的な行為の結果、生徒が十分な教育を受けることができなくなったことを分限の理由として重視している。

イ 原告は、教育公務員として不適格ではない。

被告が、原告の不適格性を表すものとして主張するものは、以下のとおり、評価を誤っており、失当である。

(ア) 処分説明書に記載された事由について

① 私物の保管について

原告が、理科室、理科準備室等に保管していた「私物」とされる物品類については、確かに原告が認めるところによっても段ボール箱約150箱分（箱の大きさは、高さ20センチメートル、横幅30センチメートル、奥行き45センチメートル程度のもので、いわゆる「みかん箱」である。）に及ぶ大量のものではあったが、これら物品類は、いずれも、授業（理科教材、いわゆる成人雑誌等の性教育教材）、特別活動（文化祭〔けやき祭〕・体育祭〔運動会〕・合唱祭・修学旅行・遠足・学級活動等）、課外活動（課外部活動・演劇大会）で使用する物であったのであり、全て私用ではない。「大量」であるのは、分かりやすい授業、積極的な学校活動を行うために努力した、原告の努力の結果であって、むしろ、教員の使用物品が大量となるのは、その教員の授業、学校活動に対する積極さと比例する関係にあるものであり、決して、非難されるべき筋合いのものではない。原告は、これらの物品については、量こそ「大量」ではあるが、事故等の発生がないように十分に配慮して保管していたのであり、その点からも問題とされるべきものではない。そして、澤川校長赴任以前には、「私物」の件は一切問題とされていなかった。澤川校長も、当初は強い撤去命令ではなく、「徐々に整理してください」というお願いであったにすぎないし、その後の本件私物撤去命令には従っている。

したがって、澤川校長がした本件私物撤去命令は、平成15年10月に原告が本件研修に入る以前の澤川校長による「整理の指示」を「撤去命令」と評価し、原告に「校長の撤去命令に対する職務命令違反があった」とすることは、事実誤認であるし、本件「私物」とされる物が原告の行う授業、課外活動等の学校活動に必要な物であった以上、授業等の学校活動に必要な物件を撤去させることは不合理であるから、撤去命令自体根拠がないものであって、この命令に対する「職務命令違反」に対しては、そもそも原告に対して不利益処分を課すことはできないはずである。

仮に、澤川校長による本件私物撤去命令の合理性欠如の問題は、ひとまず措いておくとしても、原告は、遅くとも平成16年2月22日までに、撤去を完全に履行している。被告が「未だに原告の私物であるアンプ等が放置されている。」旨指摘するのは、あえて、学校側の要請により残してきたものであって、これをもって撤去の不履行にはならないというべきである。

したがって、「大量の私物保有と撤去命令違反」を分限事由とした、本件分限免職処分は、分限処分に当たって、考慮すべきでない事項を考慮したものであり、裁量権を著しく逸脱した違法があることは明らかである。

## ② 自動車通勤について

原告は、市教委が平成13年以降教職員の自動車通勤撲滅の動きを活発化させたため、電車・バスという公共交通機関では、朝の出勤時には自宅から学校まで約2時間という長時間を要するにもかかわらず、当時の古賀前校長のアドバイスもあり、必要なときは自動車通勤でよいとの前提で、通勤届は電車バス通勤に変更し、ただ、実際には、部活指導・教育事務などで帰宅が遅くあることも多く、また、父親が高

齢でかつC型肝炎による肝硬変を患っていたため、学校横に民間駐車場を借り、●●前校長も了承のもと、自動車通勤を多用していた。

これに対し、澤川校長は、原告に対し、職務命令を発するなどして、自動車通勤を止めるよう、異常なまでに執拗な攻撃を続けた。

しかしながら、原告が、自動車通勤をしたところで、原告の教育公務員としての職務遂行にとって何ら妨げとなることもない。

そもそも、市教委の「教職員のサービスの厳正について」と題する通達（甲18）によっても、自動車通勤は、許可制ではなく届出制である。そして、原告は、自動車通勤については、客観的に（例外）要件を満たしており、「自動車通勤への変更届」を提出している以上、所属長である澤川校長の許可を得るまでもなく、認められるものである。この点、被告が許可制の根拠とする校長等に対する通達は、制定手続も明らかではなく、公示も職員に対する周知もされておらず、単なる校長あての通達にすぎないものであって、職員を拘束する法規範性は有しない。したがって、原告に、自動車通勤の客観的必要性が認められるという状況下で、「自動車通勤の許可を得ること」なしに「自動車通勤をしてはいけない」ことを強制することは法的にもできないものであって、「自動車通勤をするな」という旨の澤川校長の「職務命令」は、そもそも有効な職務命令としての法的意味はないものであり、かえって、原告の教員としての教育活動の妨げとなる著しく不合理なものである。

さらに、原告の「職務命令違反」なるものは、教育公務員として、職務遂行に当たって考慮されるべき自由裁量が侵害された状況への抵抗としての側面があるので、このことも十分に考慮しなければならない。

そうすると、上記「職務命令違反」をもって原告の不適合性の表れ

として、分限処分事由として考慮することは、処分に当たり、考慮してはならない事情を考慮したものであり、著しい裁量の逸脱があるものとして、本件分限免職処分が違法であることは明白である。

③ 生徒Aに対する体罰について

生徒Aに対する体罰については、「生徒Aの左ほほを右手の拳で3回殴り」、「1分程度」という点を除き、事実関係を認める。原告は、両手にプリントを持っていたため、手を出せる状態ではなかったし、生徒Aの顔に、柔らかい上履きを履いた足を数秒間乗せたにすぎない。

④ 生徒Bに対する体罰について

生徒Bに対する外形的行為は基本的に争わない。

原告が、生徒Bのほほを17回叩いたのは、原告自身は数えていないが、事実と思われる。ただし、原告がしたのは、強い平手打ちではなく、睡眠不足のために動きが悪かった生徒Bの目覚ましのために、せいぜい2、3センチメートルの距離からパチパチとほほを叩いたものである。また、原告が足を振り上げたのも、生徒Bを蹴りつけるためでも、示威のためでもなく、眠気ざましのストレッチを示したものである。

生徒A及び生徒Bに対して、原告が体罰を行ってしまった背景としては、原告が中学校教員として着任した昭和50年代後半（1980年代前半）の「荒れる学校」の状況とそれに対する教師の積極的対応、及び、昭和60年（1985年）に研修を受けた「やや強度のスキンシップ論」がある。これは、多少の暴力があっても、そのことを当事者が納得していれば違法な体罰とならない、というものである。もちろん、上記「やや強度のスキンシップ論」は通用するものではなく、当事者が納得していようがなかろうが、生徒に対して暴力を振るう以上は体罰となることはいうまでもなく、原告も、本件研修の成果もあ

り、現在では、「やや強度のスキンシップ論」が妥当しないことを認識するに至っている（もっとも、澤川校長を含め、現在でも、「やや強度のスキンシップ論」が妥当すると誤解している教員は多いものと思われる。）。

しかしながら、原告は、当時、生徒A、生徒Bに対する体罰を「体罰」として認識しておらず、「やや強度のスキンシップ」であって、許容されるものであると認識していた。もちろん、原告が自らの行為を「体罰」と認識していなかったこと自体には非があり、免責されるものではない。そして、体罰の件、後記の「本件確認書」の件については、すでに原告は、研修成果もあり、十分に反省している。なお、原告は、生徒B及びその保護者に謝罪し、本件体罰については、示談が成立している。

#### ⑤ 生徒Bに関する確認書について

「確認書」の件に関しては、サンプルとして交付したにすぎないし、当時、原告が、生徒Bへの行為は生徒Bやその保護者の理解・納得があるから「体罰」ではないと認識しており、かつ、澤川校長から私物撤去や自動車通勤の件で執拗な攻撃（パワーハラスメント）を受け続けていた以上、澤川校長からのパワーハラスメントを避けるためには、自らの教員としての活動を守るためのやむを得ない防衛手段としての意味が大きく、これをもって、原告が体罰について、積極的な「隠ぺい工作」を行ったと評価するのは、事実誤認である。

原告は、生徒B及びその保護者から本件確認書を書けないと言われ、すぐに依頼を撤回しており、強要・脅迫などしていない。

#### ⑥ 澤川校長からの事情聴取拒否について

澤川校長からの事情聴取命令に従わなかったことについても、自らの教員としての活動を守るためのやむを得ない防衛手段としての意味

が大きいのであり、不適格事由として過大評価することは誤りである。

⑦ 体罰否定回答について

市教委や都教委の各事情聴取の際に「体罰はしていない」旨回答したことについても、当時、原告が体罰であると認識していなかったのであるから、虚偽発言には当たらず、原告の体罰に関する認識の誤りを表明したものではないから、不適格性の徴表として過大評価することはできない。

(イ) 被告の主張するその他の事情について

- a ソフトテニス部の生徒F、Gに対する体罰については、平成14年10月の1回のみで、保護者から「気合いを入れてください。」と言われたため、嫌々ながら、鬼コーチを演じてしまったものである。
- b 小平第五中学校のPTA広報会誌における自己紹介の際、自己の名前を「疋田Johnny入口屋卯兵衛XⅢ哲也先生」としたのは、原告の属する疋田家の先祖が静岡県新居町の関所の本陣であり、屋号が「入口屋」で、長男は代々「卯兵衛」の名を継ぐことから記載したものである上、かかる記載については、従前は特に問題とされていなかったし、原告もこの表記に固執したことはない。
- c 東久留米西中学校の本件告発文については、本件告発文の内容の大半が事実無根であった上、原告は、騒ぎを大きくしたことはなく、PTA役員らとともに事態の沈静化に努めたのである。
- d 生徒Iに対する体罰については、原告が生徒Iの襟首を掴んで音楽室から廊下に引っ張り出したことは認めるが、原告は、本件研修を受けるまでは、生徒Iに対する行為は体罰ではなく強い指導であると思っていたものである。

(ウ) その他に考慮すべき事由

都教委は、本件分限免職処分をなすに当たり、原告が昭和55年に東



京都公立学校教員として採用されて以降の約24年にわたる職務上の経歴等（理科授業実践，生活指導担当，学校外教育活動実践，ソフトテニス部の顧問，性教育活動実践等）を全く考慮していない。

また，原告は，澤川校長が小平第五中学校に着任するまで，生徒・保護者はもちろんのこと，校長・教頭，同僚との関係も良好であった。平成15年9月25日付PTA役員会代表佐藤美喜名義「要望書」（乙27）記載の「多数の苦情」の存在等は事実ではない。

さらに，原告は，平成15年10月からの研修で，体罰についての研修を受け，自らのそれまでの体罰についての認識が全くの誤りであったことを気付かされ，体罰に関する認識を根底から改めている。しかしながら，直属の上司であった澤川校長，本件研修を命じた市教委とも，原告の研修成果を十分に検討しておらず，本件分限免職処分においては全く考慮されていない。

このように，原告は教育公務員としての適格性を欠いていないのであって，被告は，本件分限免職処分発令に当たり，不適格性の問題として，総合判断の中で考慮すべき事由を全く考慮していない。

#### ウ まとめ

以上のとおり，被告は，原告が，その約24年にもわたる長い教員としての職歴の中で，長きにわたり，校長・教頭とのトラブルもなかった優秀な教育公務員であったことを故意か過失か全く見逃し，その一方で，澤川校長との間のわずか2年弱のトラブル，しかも教員としての職務の遂行を守るため，校長からのパワーハラスメントともいえる圧力を撥ね退けるための正当な行為ともいえる原告の行為（そもそも私物の放置，許可のない自動車通勤などは，教員としての本来の職務の能率の維持及びその適正な運営の確保に何ら悪影響をもたらすものではない。）をもって，簡単に矯正することのできない独善的な性格が存在するとし，これを不適格性の表

れ、分限免職事由としていることは、分限処分をする上での総合判断において、考慮すべきでないことを考慮し、考慮すべきことを考慮していないという、著しい裁量の逸脱の違法がある。このような、自由裁量的免職処分が今後も横行するようでは、学校現場での教員の萎縮が生じ、生徒にとって分かりやすい工夫をこらした命のある授業を行う教員もいなくなり、学校教育が活発さを失い、教育レベルの低下を招くことは容易に予測できる。

したがって、本件分限免職処分は、原告に地方公務員法28条1項3号の「その職に必要な適格性を欠く場合」に該当する事由がないのにされたものであって、違法であるというべきである。

(2) 争点(2) (本件分限免職処分について手続上の違法があるか。) について  
(原告の主張)

ア 市教委の内申との関係

地教行法38条1項の趣旨にかんがみ、原告の処分については市教委の意見が尊重されるべきであるところ、市教委は免職まで想定していなかったのであるから、都教委のした本件分限免職処分は市教委の内申に基づく手続を定めた上記法律違反であるというべきである。

イ 適正手続の問題

本件分限免職処分の手続においては、原告本人からの弁明聴取が必ずしも十分でない上、分限処分に切り替えたことについての告知もなかったし、処分理由書に挙げられていない事情については告知聴聞の機会も与えられていないことから、適正手続の保障に反する。

ウ 地教行法上の手続との関係

指導力不足等教員に関する処分等について定めた地教行法上の手続は、指導力不足以外の不適格を理由とする分限免職処分においても最低限守られるべき手続の基準であると考えられるところ、本件においては、同法が

定める手続が守られていない。すなわち、本件研修の成果を考慮することなく、漫然と分限免職が選択されただけで、研修の再受講や、教員としての復帰ができないとしても行政職への採用の可能性があるかどうかという点については全く検討されていない。

したがって、本件分限免職処分には看過し得ない重大な手続保障違反があり、違法である。

#### エ 手続選択の問題

被告が主張する原告の問題行動は、本来は、懲戒処分として検討されるべきものであり、そうであれば免職とはならなかったものである。しかしながら、これを分限処分の対象として手続が進められ、その結果なされた本件分限免職処分は、公務員の身分保障を前提とすれば、分限処分手続の濫用というべきである。

#### (被告の主張)

##### ア 市教委の内申との関係

地教行法38条1項の「まつて」の意味は、「内申のないのに行うことは違法とされるが、内申のとおりに行わなければならないものではない。内申の内容には必ずしも拘束されない」というものである。

したがって、都教委は市教委の意見に拘束されないであって、原告の主張は失当である。

##### イ 適正手続の問題

原告の主張を争う。なお、前述のとおり、分限処分取消訴訟においては処分理由を差し替えて主張することも認められている。

##### ウ 地教行法上の手続との関係

本件は地教行法47条の2が適用されるケースではないし、地教行法の改正によって地方公務員法の分限免職の要件に何ら変更はない。

##### エ 手続選択の問題

任命権者は懲戒処分を選択するか分限処分を選択するかについての裁量権を有している。本件にかかる問題行動は、原告の教育公務員としての不適格性を徴表する事実であることが明らかであるから、分限処分を選択したことに違法はない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 事実の認定

前記第2の1の事実（争いのない事実）、後掲証拠（項目ごと又は文中にかっこ書きした証拠）及び弁論の全趣旨を総合すれば、以下の事実を認めることができる。

##### (1) 原告の経歴、評価、教育活動等

ア 学校教育活動等（甲19、47、48、68、83ないし87、92、109、114ないし116、118、119、121ないし124、131、146、163、164、216ないし219、証人●●●●、証人井戸川泰弘、証人澤川菊雄、原告本人）

原告（昭和30年11月1日生まれ）は、青山学院大学大学院理工学研究科を修了した後、昭和55年4月1日に東京都に中学校理科教諭として採用されて以降、理科教諭として理科の授業を受け持ち、学級担任や、生活指導主任、研究研修主任、学年主任等を務めた。中村中学校においては、身体障害等により通学困難な生徒のための訪問学級も担当した。クラブ活動では、中村中学校及び東久留米西中学校ではソフトテニス部及び軽音楽部の顧問、小平第五中学校ではソフトテニス部の顧問を務めた。その他、東久留米市において、「育空学校」という異年齢集団の学校キャンプ活動や、「ヤングサウンドフェスティバル」という音楽イベント活動に携わってきた。

原告の授業、学級運営及びクラブ活動等については、複数の生徒や保護者から「授業は分かりやすく面白かった。実験が印象的だった。」

「学級活動の時間に毎週歌を紹介してくれた。」，「原告の熱心な指導のおかげで，ソフトテニス部では全国大会・関東大会に出場できた。」，「原告が指導した軽音楽部では，ヤングサウンドフェスティバルで本選に出場できた。」，「原告の授業はユニークで保護者にも評判が良かった。」等の意見が示されていた。

原告の勤務実績や人柄については，これまで勤務していた中学校の校長，教頭又は同僚の教師，生徒，保護者から，「障害を持つ生徒の訪問学級活動や，問題行動を起こす生徒の生活指導活動等に献身的，積極的に取り組んだ。」，「主に生活指導で活躍し，実践指導資料を提起した。」，「生徒の目線に立ち，親身に相談に乗ってくれた。」，「非常に熱心な先生だった。」，「生徒思いでよく頑張っていたし，同僚のこともよく考えてくれた。」等の意見が示されている一方，「原告の言動で人間関係がぎすぎすした。」，「学年主任であったが，遠足の下準備をしなかったり，連絡・報告等が不十分だったりした。自分の好きなことは一生懸命やり，その他は不十分であった。」等の意見も示されている。

イ 性教育活動（甲 3 2， 3 4， 3 5， 3 7 ないし 4 3， 5 7， 5 8， 6 8 ないし 7 0， 8 8， 9 1， 9 3 ないし 1 0 2， 1 0 6 ないし 1 0 8， 1 1 7， 1 3 3）

原告は，長年，性教育活動に特に力を入れており，ロールプレイ方式を取り入れた性教育授業を行ったり，性教育冊子の編集や性教育ビデオ等の教材製作に携わったり，性教育関係の研究会で発表や講演を行ったり，ラジオ番組やテレビ番組に出演して性教育授業の様子を紹介する等，様々な活動を行ってきた。

(2) 東久留米西中学校での勤務状況（乙 2 4， 4 6， 5 1， 証人井戸川泰弘，原告本人）

ア 私物等の保管やトラブル

(ア) 原告は、東久留米西中学校に勤務していた際、理科室や理科準備室において、ギター、ドラムセット等の楽器類、アンプ、ステレオ等の音響機材や、プリント類、雑貨等が入った段ボール箱等の荷物を保管していた。

(イ) 平成9年4月20日ころ、「西中学校の教育を考える会」という匿名の団体名で作成された「告発文」なる書面（乙41。作成日付は平成9年5月20日となっている。以下「本件告発文」という。）が、市教委及び都教委あてに送付された。本件告発文は、「西中学校の正常化を訴え、原告の教員として目に余る異常な行動と、これを何の指導もできず放置する●●校長の管理能力の欠如、並びに校長に対して監督権を行使しない東久留米市教育委員会の姿勢を正すため、東京都教育委員会が適切な措置を行うことを目的として、告発をする。」旨を述べ、「第二理科室及びその準備室には、原告の私物（エレキ・ギター、ドラムなどの楽器類、外部で私的な活動に使用する道具類、その他文章では表現できないようなゴミ同然の私物）が足の踏み場もない状態で放置されている。」として原告の私物等の撤去を求めたり、原告の生徒に対する体罰は容認できない旨を述べる内容のものであった。

市教委の指導主事から本件告発文の話を聞いた校長は、同月28日、教頭の井戸川泰弘（以下「井戸川教頭」という。）と共に、原告に対して、視察があるので荷物を整理するよう口頭で告げた。その際、原告が顧問を務める軽音楽部の活動については従前どおり理科室で行うこととなったため、井戸川教頭らは、軽音楽部の活動に関する以外の荷物は移動させるよう口頭で告げたが、原告はこれに応じなかった。

同月12日、市教委の指導主事らが視察として同中学校を訪れ、原告の授業中に理科室内の荷物を写真撮影するなどした。

同月20日、校長は、原告に対して荷物を片付けるよう口頭で指導し

たが、原告はこれに応じなかった。

本件告発文に対しては、西中PTA運営委員会が、同年7月、「私たちの西中学校を守るために」と題する書面（甲148）を発行した。

原告は、同年9月、東久留米西中学校3年C組の学級新聞（乙52）を発行・配布し、その中で、「この文（本件告発文）の提出者が西中の教職員ではなく、あたかも西中の保護者であるかのように画策していることが明らかになった」とか、「原告は今、西中の教職員の中で村八分の状態になっている」とか、「卑怯なやり方を正当化しようとする『西中学校の教育を考える会』の所属教職員は堂々と自分の意見を述べてほしい」等と述べた。

(ウ) 原告は、平成10年4月に転出する際、荷物を2トントラック2台で運び出し、小平第五中学校の理科室等に搬入した。

#### イ 生徒Iに対する行為

原告は、東久留米西中学校に勤務していた平成8年6月17日、音楽の授業中に教室内を歩き回っていた生徒Iに対し、その襟首を掴んで引っ張って教室から廊下に引きずり出し、怒鳴り声を上げて生徒Iの身体を壁に押し付け、さらに足をかけて生徒Iを床に引き倒し、床に押し付ける行為に及んだ。

(3) 小平第五中学校赴任後の勤務状況（甲77, 79, 80, 乙47, 48, 証人澤川菊雄, 証人岡崎美昭, 原告本人）

#### ア 平成14年3月までの勤務状況

(ア) 原告は、平成10年4月1日に小平第五中学校に赴任した。原告は、同中学校においてはソフトテニス部の顧問を務めた。なお、同中学校には軽音楽部はなかった。

(イ) 原告は、転入の際に前記(2)ア(ウ)のとおり理科室等に荷物を搬入したほか、平成11年には、東久留米西中学校の軽音楽部で使用していたアン

プやステレオ等の音響機材を自家用車で搬入した。

●●前校長は、原告に対し、荷物を整理するように口頭で注意した。

(甲79, 乙24)

イ 私物等の保管をめぐる問題(甲2, 20, 21, 47ないし51, 69, 79, 88, 122, 123, 乙4, 10, 16, 24, 38の1ないし3, 証人●●●●, 原告本人)

ア) 平成14年4月1日, 小平第五中学校に着任した澤川校長及び教頭の岡崎美昭(以下「岡崎教頭」という。)は, 原告が理科室等に荷物を置いていることを現認した。

原告の荷物は, ギター, ドラムセットなどの大きい物は専用ケース又はそのまま, その他の物は段ボール箱や紙袋に入れて, 理科室内は教具棚の上や壁沿いに, 理科準備室内は床及び机の上のほとんどの場所に, 高いところでは天井に届くくらいの高さまで雑然と積み上げられており, 荷物を入れた段ボール箱は少なくとも160箱以上はあった。また, 理科室前の廊下には標本が, 視聴覚室には音響機材が, 屋外にはスキー道具等が置かれていた。

理科室及び理科準備室内の荷物の中には, 理科のプリント類, 書籍, 教育番組のビデオテープ, 文具, 楽器類, 音響機材, テニス用具, 性教育ビデオや冊子, マンガ本, ぬいぐるみ, おもちゃ等が混在しており, そのうち女性のヌード写真等を掲載した成人雑誌(未成年者がコンビニエンスストア等でも入手できる雑誌のサンプル等を含む。)が少なくとも段ボール1箱分程度あったが, ほとんどが箱が閉じられていたことから, 段ボール箱の内容物(特に性教育ビデオや冊子, 成人雑誌)が外から見て容易には判別できない状態であった。

これらの荷物の中には授業やクラブ活動, 文化祭等で使用された物もあるが(ただし, いつ, どのくらいの頻度で使用されたのかは必ずしも



明らかではない。), 全く使用されなかった物もある。

なお, 同中学校には理科の教諭が原告を含めて3名おり, 理科室等を共用していたが, 原告の荷物(音響機材を含む。)について, 同僚の教員が教材として使用したことはなかった。

(イ) 澤川校長は, 同月10日及び24日, 職員会議において, 学習環境整備の観点から, 特別教室や準備室を整理し, 私物は撤去するようにと話した。

その後, 澤川校長は, 原告に対し, 同月30日, 同年5月7日及び20日, 理科室及び理科準備室の私物を撤去するよう口頭で指示した。

しかしながら, 原告は, この指示に従わず, 理科室及び理科準備室の私物等を整理, 撤去しなかった。

澤川校長は, 原告が私物を撤去しないこと及び後記のとおり自動車通勤をしていることを小平市教育長に報告・相談して早急に対応するよう指示を受けた後, 同年7月19日, 原告に対し, 夏休み中に荷物を整理するようにと口頭で指示したが, 原告がこれに応じることはなかった。

(ウ) 澤川校長は, 同年9月4日, 職員会議において, 同月2日に1年生の保護者と名乗る者から, 原告が理科室及び理科準備室にいやらしい雑誌を持ってきているとの電話があったことを報告した上, いかがわしい物を持ち込むことは慎むようにと話した。

その後, 澤川校長は, 原告に対し, 同月5日, 理科室と理科準備室の整理及び私物の撤去を口頭で指示し, 同年10月ころにも同様の指示をした。

しかしながら, 原告は, 理科室及び理科準備室にある成人雑誌は性教育の教材であると述べ, その整理, 撤去には応じなかった。

(エ) 澤川校長は, 原告に対し, 平成15年3月4日, 春休み中に荷物の整理と私物の撤去を行うようにと口頭で指示した。また, 同年5月29日,

自己申告に伴う人事面接の際、理科室と理科準備室の私物等について、「これがないと授業に困るといふ物はいいが、片付けられる物は早めに片付けてほしい。」と口頭で指示した（甲170の1及び2）。さらに、同年9月、理科室と理科準備室の私物を整理するようにと口頭で指示した。

しかしながら、原告は、理科室の物は全て教材である、すぐには片付けられない等と答え、私物等の整理、撤去をしなかった。

ウ 自動車通勤をめぐる問題（甲3ないし7、65、67、72、73、77、80、168の1及び2、169の1及び2、乙5の3及び4、11、14、22、30の1ないし36の2、47、証人澤川菊雄、証人岡崎美昭）

（ア）平成12年4月1日から施行された「小平市立学校教職員服務規程」

（平成12年訓令第4号）第11条は、通勤方法について、「教職員は、徒歩又は自転車若しくは公共交通機関により通勤するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。」と規定している。

この「特別の事情」については、同服務規程の運用に関する「小平市立学校教職員服務規程の制定について」（平成12年3月31日付平教指発第1517号）において、「身体障害者で自動車により通勤する必要がある場合、その他、真にやむを得ない事情がある場合」と定められている。かかる「特別の事情」がある場合には、校長が自動車通勤を許可することとされ、校長の判断により難い場合には、個別に市教委に協議するものとされている。（乙5の3及び4）

（イ）原告は、平成10年4月の着任後、小平第五中学校において、自動車通勤を申請して許可を受け、自動車通勤をし、自動車による通勤手当として毎月7000円を受領していた。その後、平成12年3月21日、  
●●前校長から学校敷地内の駐車をやめるようにと言われ、公的交通機

関を利用する旨の通勤届を提出し、通勤手当として、バスや鉄道の運賃（定期券）に相当する毎月1万5528円（平成14年4月からは1万5538円に増額）を受領していた。原告は、しばらくは電車とバスで通勤したが、同年4月ころから、再び、通勤に自動車を利用するようになった。

原告の通勤経路は、公共交通機関の場合、自宅から徒歩で西武バス道場バス停、西武バスでひばりヶ丘北口バス停、徒歩で西武池袋線ひばりヶ丘駅、西武池袋線で所沢駅、西武新宿線で東村山駅、西武国分寺線でたかの台駅、徒歩で小平第五中学校という経路になり、乗り換え時間や徒歩を考慮すると、所要時間はおよそ1時間30分前後である（甲72, 73, 乙30ないし36）。

(ウ) 澤川校長は、平成14年4月24日、職員会議において、無届の自動車通勤をしないようにと話した。

その後、澤川校長と岡崎教頭は、同年6月中旬ころ、小平第五中学校職員の通勤届について確認した際、原告の通勤届が公的交通機関を利用するものになっていることが分かったことから、原告に対し、通勤届の変更をして申請を変えるべきであると話した。

また、澤川校長は、岡崎教頭に命じて、同月17日から、原告の自動車通勤の日付や駐車場所等について記録を付け始めた上、前記のとおり、私物保管の件と併せて市教委教育長に報告、相談して、早急に厳正に対応するよう指示された。

(エ) 原告は、同年7月1日、通勤届内容変更願を提出し、同月9日、父親の診断書と介護認定証を提出した（原告の父親は、C型肝炎に罹患しており、同年3月から同年4月までは入院治療を受け、退院後も通院治療を続け、また、介護ヘルパーの派遣を受けていた（甲3ないし7））。

原告の父親は、同年7月11日、小平第五中学校を訪問し、澤川校長

と岡崎教頭に、自分の病気のことや、一人で家にいる時間が長いのは寂しいため、原告に長く家にいてもらいたい、自宅の近くの学校で勤務してほしいと思っていることなどを話した。

澤川校長は、原告から提出された書類を持参して市教委と協議の上、原告の自動車通勤の必要性は認められないと判断し、原告に対し、同月17日、自動車通勤が認められないことを告げたが、原告は不満を述べた。

その後、澤川校長は、原告に対し、同年8月5日、原告が学校敷地内に駐車していたことから、自動車通勤は許可されていないので通勤届どおりに通勤するようにとの職務命令を口頭で発した。

しかしながら、原告は、この職務命令に従わず、その後もたびたび自動車通勤を続けた。このため、岡崎教頭は、同年9月2日から、原告の駐車状況について記録を付け始めた。

(オ) 澤川校長は、原告に対し、同月20日、自動車通勤を禁止する旨の職務命令を文書で発し、これを原告の前で読み上げ、原告の机の上に置いた。

これに対し、原告は、「やめろ、俺は知らないぞ。」等と言いながら耳をふさいで職員室内を歩き回ったり、職務命令文書をくしゃくしゃに丸めて岡崎教頭のシャツの胸ポケットに押し込んだりした。また、原告は、病気の父親に緊急時に対応できるよう通勤方法を自家用車に変更する旨の通勤届内容変更届（甲3）を岡崎教頭の机の上に置いて帰宅した。

これ以降、原告は、ほぼ毎日、同様の通勤届内容変更届を岡崎教頭の机の上に置いて自動車通勤をするということを続けた。

(カ) 澤川校長は、同年10月、原告が引き続き自動車通勤をしていたことから、再度市教委と協議をした上、原告に対し、自動車通勤は許可されておらず、服務違反になることを口頭で指導した。

これに対し、原告は、自動車通勤が認められないことに異議を述べ、市教委及び澤川校長あてに同月20日付「通勤届内容変更願」を送付するなどした。また、原告の父親が再度小平第五中学校を訪問し、自分の病状について述べたこともあった。

そこで、澤川校長は、原告に対し、同月23日、自動車通勤を改めるよう職務命令を発するので校長室に来るようにと告げた。これに対し、原告は、なぜ自分が自動車通勤ができないのかという理由を示さない限り職務命令は不当である等と主張して、校長室に来なかった（甲168の1及び2）。

また、澤川校長は、原告に対し、同月25日、昼休みに校長室に来るようと言った。これに対し、原告は、前日に澤川校長が小平市の服務規程を見ていないと言ったこと、職務命令は違法であり受け入れられないこと、校長を信用できないこと等を述べ、校長室に来なかった（甲169の1及び2）。

(キ) 澤川校長は、平成15年1月8日、原告の自動車通勤を認めない旨の通知（甲65）を作成し、原告に対し、同月23日、自動車通勤が認められないことを口頭で伝え、同年3月18日ころに同通知を交付した。

原告は、同年4月2日、父親とともに澤川校長と面会し、同年3月の入院検査の結果、原告の父親にがんが発見されるなど病状が悪化したためさらに治療が必要となったことや、原告の妹が海外留学に行くため父親の介護ができなくなることなどを説明した。また、原告は、同年4月7日、「通勤届内容変更の理由」と題する文書を澤川校長及び市教委に送付したほか、同月17日には、同日付通勤届、「自家用自動車による通勤の許可願」（甲67）及び原告の父親の診断書を提出した。

澤川校長は、市教委と協議をし、従前とは状況が変化しているため、自動車通勤を認めるという結論に至り、同年5月1日、原告の自動車通

勤を承認した。

- (4) 都教委が原告に対する懲戒処分を検討するに至った経緯（甲77, 78, 80, 81, 乙7ないし9, 12, 13, 15, 17ないし21, 23, 47, 49, 50, 証人澤川菊雄, 証人岡崎美昭, 原告本人）

ア 生徒に対する体罰等

(ア) 原告は、平成14年10月中旬、昭島市立昭和中学校でのソフトテニス大会へ小平第五中学校の女子ソフトテニス部員を引率して赴いた際、試合途中で、ミスが多かった女子生徒F及びG（両名はペア）に対して、気合いを入れようと、そのほほをそれぞれ平手打ちしたことがあった。

(イ) 原告は、平成15年3月1日、小平第五中学校の校庭で部活動中であつたソフトテニス部の生徒らに対して、雨が降り出したので理科室で昼食をとってからソフトテニスのビデオを見るよう指示した。

ソフトテニス部の男子生徒Aは、昼食の際、小平第五中学校において持ち込みが禁止されている缶ジュースを持ち込んで飲んだ。

原告は、生徒Aが缶ジュースをほとんど飲み終えた同日午後0時30分ころ、理科室に入り、生徒Aが缶ジュースを持っていることに気が付き、生徒Aに足払いをして床に倒し、靴（内履き用のズック）を履いた足で同生徒の頭部を押さえつけたまま、「缶ジュースを持ってきてはいけないことを忘れたのか。」と大声で言った。

(ウ) 小平第五中学校ソフトテニス部は、平成15年5月3日から同月5日まで、本件ソフトテニス大会に参加した。原告は、男子部員14名、女子部員4名を引率していた。

男子生徒Bは、同月5日の早朝、他の生徒とペアで同大会のトーナメント1回戦の試合に参加した。原告は、他の部員から、生徒Bが試合前日に寝ていなかったと聞いており、生徒Bが寝不足で動きが悪いように感じていた。原告は、生徒Bの試合中、コートサイドで、「前に出ろ、

ポジションが悪い。」などと指示を与えていたが、試合の終盤は、カメラを地面にたたきつけて壊したり、フェンスを蹴ったりしていた。結局、生徒Bは同試合で負けた。

原告は、生徒Bの同試合終了後の同日午前9時45分ころから、テニスコートサイドにおいて、生徒Bの両ほほを合計17回叩いた。具体的には、フェンスの鉄柱部分にもたれかかるように座った生徒Bに対して、向かい合ってしゃがみ込み、生徒Bの右ほほを左手で起こし、右手で左ほほを3回くらい叩き、「何で体が動かないか、分かるだろう。」と言ったが、生徒Bが答えなかったので、左手で、怒りにまかせて生徒Bの右ほほを叩き、さらに、右手で左ほほを叩いた。叩いている間、原告は、「俺の時間を返せ、親の金を返せ。」と言っていた。生徒Bが原告の暴行を避けるように両手でほほを押さえたので、原告は、「びびっているふりをするんじゃないよ。」と言い、両手で生徒Bの両手首を降ろして同生徒の体側に付け、原告の方に目を向けさせた。そして、原告は、「俺だって、寝ていなくても、ストレッチをしていればこんなに足が動くんだ。」と言いながら、右足を生徒Bの頭上で振り回して生徒Bの左側頭部や左肩に当てたり、足を蹴ったりした。原告の暴行は約10分間に及んだ。

生徒Bは、試合に負けて叩かれたということに理不尽さと屈辱感を感じ、原告から叩かれている間、その回数を1回1回数えていた。

原告の前記一連の暴行の結果、生徒Bには目に見えるような傷はなかったが、叩かれた顔のしびれが三日間程度続いた。

(エ) 生徒Bの保護者（他の中学校の教員であった。）は、本件ソフトテニス大会から帰った生徒Bから、本件ソフトテニス大会において、試合に負けた後、原告から17発殴られて納得がいかないことを聞き、原告に事実関係を確認するために、同月6日の夕方6時半ころ、小平第五中学

校を訪問して原告と面会した。

生徒Bの保護者が、「息子が殴られたことについて話を聞きたい。」と言うと、原告は、「アポもとらずにこんな時間になぜ来た。父親の見舞いに病院に行かなければならなかったのに行けなくなった。」と大声で言い、持っていたテニスラケットを壁に投げつけた。生徒Bの保護者が、「息子から、試合に負けた後、17発殴られて納得できないと聞いたので、話を聞きにきました。」と言うと、原告は、生徒Bを殴ったことは認め、「はい、殴りました。理由は分からない。」と述べたりしたが、「殴ったことは申し訳ない。」との言葉も口にした。

生徒Bの保護者は、原告が生徒Bを殴ったことは認めて謝罪したことから、一応納得し、同じ教員で部活動も担当している立場から、「あなたが今後も部活動を続けたいと思うのであれば、絶対殴ってはだめです。」、「教師として一線を越えたらまずい。」、「先生（原告）のことを訴えるつもりはない。」等と話した。また、同席していた生徒Bが、原告に対して、「日頃から練習中に怒鳴るのはなぜか。しばしば生徒を殴るのはなぜか。」と質問したところ、原告は、「気合いを入れるために怒鳴るんだ。」と答えた。

(オ) 岡崎教頭は、同月7日、本件ソフトテニス大会において原告が生徒Bに体罰を行った旨を、生徒Bの保護者の友人から聞いた。

澤川校長は、同月8日午前9時20分ころ、岡崎教頭の報告を受けて、事実関係を確認するため、生徒Bの保護者に電話をしたところ、生徒Bの保護者は、生徒Bが原告から殴られたと話した。

澤川校長は、別件で同校を訪問していた市教委理事の稲葉秀哉（以下「稲葉理事」という。）にそのことを伝えたところ、稲葉理事から、事実関係を確認して経過を文書で報告するよう指示された。

そこで、澤川校長は、岡崎教頭とともに、原告に対し、同日午後1時



10分ころ、生徒Bに対する体罰の件で事情聴取を行った。原告は、この事情聴取において、生徒Bに対する体罰を行っていないし何もしていないと答え、澤川校長が生徒Bの保護者から聞いた内容について質問しても、ノーコメントであると述べた。

澤川校長と岡崎教頭は、同日午後6時45分ころ、生徒B宅を訪問し、生徒B及びその保護者に事情聴取を行った。生徒Bの保護者は、この事情聴取において、原告が生徒Bを殴ったことは認めて謝ったのでこの件については話が付いており、大事（おおごと）にはしたくないと述べた。

岡崎教頭は、翌9日にも原告から体罰について事情を聞こうとしたが、原告はこれに応じなかった。

一方、澤川校長と岡崎教頭は、同月13日、再び、生徒B及びその保護者から事情聴取を行った。

(カ) 澤川校長は、原告に対し、同月16日、口頭で、「5日5日の件で聞かなければならないことがあるので、来週月曜日（19日）に校長室に来てください。」と職務命令（1回目）を発したが、原告は、澤川校長とのやり取りをICレコーダーに録音しながら、「職務命令は拒否します。」と述べた。

澤川校長は、原告に対し、同月19日午前10時45分ころ、口頭で、「5月5日の山中湖でのテニス大会で、生徒が原告に殴られたという情報を得たので、事実を確認する必要があるため、午後1時40分に校長室に来てください。」と職務命令（2回目）を発したが、原告はこれを拒否した。

澤川校長は、原告に対し、同日午後1時25分ころ、再度、事情聴取のために校長室に来るようにとの口頭による職務命令（3回目）を発したが、原告はこれを拒否した。澤川校長は、同日午後1時40分になっても原告が校長室に来ないため、原告に対し、校長室への出頭を求める

旨の文書を交付したが、原告は、午後1時40分を過ぎてから午後1時40分に校長室に出頭を求める命令を出されても物理的に不可能である等と述べて、出頭を拒否した。

澤川校長は、原告に対し、同月27日午後1時ころ、「平成15年5月5日の山中湖でのソフトテニス大会で、生徒が原告に殴られたという情報を得たので、校長として事実を確認する必要があるため、5月27日午後1時20分に校長室に来てください。」との文書による職務命令（4回目）を発したが、原告は、そのような事実はないとしてこれを拒否したものの、岡崎教頭に対し、同日午後1時20分ころ、立会人を入れてもらえるなら校長室に行ってもよい旨告げた。

(キ) 澤川校長は、同月30日、原告に対し岡崎教頭を通じて、原告からの事情聴取に立会人を置くことは考えていない旨を伝える一方、市教委に対し原告に関する服務事故報告書を提出した。

#### イ 生徒Bに対する本件確認書の件

(ア) 市教委は、原告に対し、同年6月16日、本件ソフトテニス大会の際の体罰の件で同月20日に事情聴取を行うため、澤川校長を通じて出張依頼を出した。

(イ) 原告は、生徒Bに対し、同月18日午後4時ころ、下記のとおり、原告から体罰及び暴力を受けていないという内容の本件確認書（乙2）を交付し、生徒B及びその保護者に署名するなり、これを参考に同様の内容の書面を作成するなりしてほしいと告げた。

#### 記

#### 「 確 認 書

私（生徒B）は、平成15年5月5日の山中湖村でのソフトテニス大会で、疋田教諭から体罰・暴力を受けていません。

また、そのような報告をしていません。

平成15年6月19日

住所

氏名

以上のことを認めます

住所

保護者氏名

」

(ウ) 生徒Bから本件確認書を受け取った生徒Bの保護者は、同日午後6時30分ころ、原告に電話をし、自分も生徒Bも本件確認書に署名するつもりはないことを伝えた。

これに対し、原告は、生徒Bの保護者に対し、さらに、教育委員会から問い合わせがあった場合には、体罰ではなく強い指導であったと答えるよう求めたが、生徒Bの保護者からは、自分の思っていることを答える旨告げられた。

(エ) 澤川校長は、同日夜、生徒Bの保護者から、原告が生徒Bに本件確認書を交付して署名を求めたと聞き、市教委の学校教育部理事とともに生徒B宅を訪問し、本件確認書のコピーを受け取った。

ウ 生徒Bに対する体罰及び本件確認書に関する事情聴取

(ア) 市教委の稲葉理事は、同年6月20日午後2時、小平市役所において、澤川校長、指導主事、教職員係長立会のもとで原告に対する事情聴取を行った。原告は、生徒Bに対する体罰及び暴力の事実を否定した。

また、同理事は、同月29日、生徒B及びその保護者から事情聴取を行った。

(イ) 市教委は、原告から再度の事情聴取を行うため、澤川校長を通じ、原告に同年7月4日に出張するよう求めた。

しかしながら、原告は、同年6月20日に事情聴取はすでに終わっているのに不備な点が分からない限り応じられないこと、同年7月4日は

他の予定も入っており時間調整の必要があること等を主張し、再度の事情聴取に出張しなかった（甲171の1及び2）。

(ウ) 市教委は、都教委に対し、生徒Bに対する体罰と本件確認書の件について、同年7月24日付で事故報告書（乙7）を提出した。

(エ) 都教委の佐藤正吉次席管理主事（以下「佐藤主事」という。）は、同年8月27日、原告に対する第1回目の事情聴取を行った。都教委は、この段階では、原告に対する懲戒処分を視野に入れて対応を検討していた。

原告は、この都教委からの事情聴取において、「体罰は一切行っていません。」「両ほほに手を当て、私の方に顔を向けさせて話を聞かされました。」等と説明し、生徒Bに対する体罰及び暴力の事実を全面的に否定した（乙20）。

佐藤主事は、同年9月17日、生徒B及びその保護者に対して事情聴取を行った。

(5) 本件分限処分に至る経緯（甲77、78、80、81、乙8ないし19、47ないし50、証人澤川菊雄、証人岡崎美昭、原告本人）

#### ア 都教委の処分方針の再考

平成15年9月3日、新聞やテレビで、小平第五中学校の教員が生徒に対して体罰を行い、体罰がなかったとする確認書を書かせようとした旨の報道がなされた（乙26の1ないし4）。

同月25日、原告を教壇に立たせないでほしい旨のPTA役員会代表名義の要望書（乙27）が澤川校長あてに提出された。

同年10月初旬、都教委人事部が、原告の生徒Bに対する体罰及び本件確認書の件を懲戒案件として提出したところ、教職員懲戒分限審査委員会（懲分審）において、PTAの要望書に書かれているような内容についてもっと調べる必要があると指摘され、差し戻された。

イ 本件研修命令

市教委は、原告に対して、同年10月6日から平成16年3月31日まで、小平第五中学校を離れ、東京都教職員研修センターなどで、市教委主催の研修（以下「本件研修」という。）を受けるよう職務命令を発した。

ウ 市教委の追加事故報告等

(ア) 岡崎教頭は、原告が本件研修を受けていた同年10月11日、第2理科室及び第2理科準備室の荷物の中から、一見して成人雑誌と分かる物について、段ボール箱から取り出して並べるなどして写真撮影をし、段ボール1箱に入れて校長室に移動させた（乙4）。

また、岡崎教頭は、同月20日、25日及び29日、理科室等の現状について写真撮影をした。

(イ) 生徒Bの保護者は、原告が本件研修を受けていた同年10月11日に開催された臨時保護者会において、本件ソフトテニス大会の際における原告から生徒Bに対する仕打ちについて説明した上、これは体罰ではなく暴力事件であるとも述べた。

同月8日ころ、本件研修を受けていた原告から、生徒B宅に電話がかかってきたり、同月14日、生徒B及びその保護者にあてた同月13日付謝罪文（乙8の別紙資料）が、市教委の指導主事及び澤川校長を通じて提出されたりした。原告の謝罪文の内容は、体罰の事実の一部認めるものの、生徒Bに落ち度があるかのような記載や、原告の行為の正当化を試みるかのような記載もあり、生徒Bの保護者は、これでは謝罪になっていないと憤慨して、その後、警察署に被害届を提出した。

(ウ) 澤川校長及び稲葉理事は、それぞれ、同年10月末までに、原告が生徒Bを叩く場面を目撃していた生徒D及びその保護者から事情聴取を行った。澤川校長は、市教委に対し、同月29日、服務事故報告書を提出した。市教委は、都教委に対し、同年11月11日付で、生徒Bに対す

る体罰について、目撃者から事情聴取を行い証言が得られたこと、原告が謝罪文を提出して体罰の事実を認めたこと等を内容とする追加事故報告書を提出した（乙8）。

(エ) 澤川校長は、PTAの要望書に記載されていた事項のうち、生徒A、生徒F及びGに対する体罰について、同年9月30日に原告から事情聴取を行おうとしたが、これを断られた。澤川校長は、同年10月20日、生徒Aから事情聴取を行い、同年12月10日、生徒F及びその保護者から事情聴取を行い、市教委に報告した。

市教委は、同月12日、生徒Aとその保護者から事情聴取を行ったが、生徒Fの保護者からは協力が得られず、また、生徒Gについては、事情聴取への協力は得られなかった。

市教委は、都教委に対し、生徒Aに対する体罰については同月25日付の、生徒F及びGに対する体罰については平成16年1月28日付の報告書を提出した（乙9、12）。

(オ) 市教委は、都教委に対し、平成15年12月26日付で、私物等の保管に関する報告及び自動車通勤に関する報告書を提出した（乙10、11）。

(カ) 都教委は、市教委からの一連の報告を受け、原告の問題行動は一過性のものであると原告の素質や性格に根ざすものであると考えて、分限処分についても検討することになった（なお、都教委において、原告の指導力不足ということが問題にされたことはない。）。

エ 都教委による原告に対する再度の事情聴取等（乙21ないし24）

(ア) 都教委の佐藤主事は、原告に対し、平成15年12月24日、生徒Bに関する体罰の件で再度の事情聴取を行った。

原告は、生徒Bを叩いたり蹴ったりした事実を認め、「認識違いをしていました。」、「左手で、怒りにまかせて、生徒Bの右ほほをしっか

りしろよという気持ちで、生徒Bの右ほほをたたきました。いい加減にしろよと、右手で、左ほほを5～6回たたいた。」、「ストレッチをすればこんなに足が動くんだと言い、…生徒Bの頭の上を、右足左足と交互に3回ほど振り回しました。…足が生徒Bの左肩に当たりました。…こめかみに当たったということも当たったのだと思います。」、「冷静さに欠けていたと思います。…感情的になっていたと思います。」等と説明した(乙21)。

(イ) 都教委の和田孝管理主事(以下「和田主事」という。)は、原告に対し、平成16年1月8日、自動車通勤の件について事情聴取を行った(乙22)。

(ウ) 佐藤主事は、原告に対し、平成16年1月13日、生徒Aに対する体罰の件について事情聴取を行った。

原告は、プリントを持っていて両手がふさがっていたので生徒Aを叩いてはいないと述べたものの、生徒Aに足払いをして床に倒して頭部を足で押さえつけたことなど、行為態様は概ね認め、感情的になっていたと述べた(乙23)。

(エ) 和田主事は、原告に対し、同月16日、私物等の保管の件について事情聴取を行った(乙24)。

#### オ 私物等の整理

澤川校長は、平成15年12月12日、小平警察署に赴き、生徒Bに対する暴行の件で取調べを受けていた原告に対し、平成16年1月5日までに理科室等の私物を整理するようにと口頭で指示した(甲209の1及び2)。

また、澤川校長は、原告に対し、平成15年12月16日、文書で本件私物等撤去命令を発した(乙3)。

原告は本件私物等撤去命令に応じ、同月26日から平成16年1月5日

までの間、理科室等の整理作業を行ったが、理科準備室の荷物はまだ片付かなかった。

原告は同年2月22日、澤川校長の立会のもと、2トントラック2台で残りの荷物の搬出作業を行った。それでも、理科準備室内の音響機材、屋外のスキー道具等は残っていた（乙1）。音響機材について、原告や他の教諭が授業でビデオを視聴する際に使用したことはなかった（甲79、乙24）。

#### カ 本件分限処分

市教委は、都教委に対し、平成16年2月3日、地教行法38条1項に従い、生徒Bに対する体罰等に関する原告の処分について、適正な処分をされたい旨の内申をした（乙6）。

市教委は、内申に当たり、その当時まだ継続中であった本件研修における原告の取組み方については、決められたものをこなしており、それ以上でもそれ以下でもなく、一連の問題行動を打ち消すに足る材料ではないと認識、評価していた（甲81）。

都教委は、原告に対し、同月23日付で、地方公務員法28条1項3号に基づき、本件分限免職処分を行った。

#### キ 本件研修の結果

市教委の星野指導主事は、本件研修期間中の平成15年12月2日に原告と面接した際、「原告は、学校は組織で動くことが大切だということを話すようになっており、考え方が変わってきた。今後も中核となって教育に打ち込んでほしい。」等と述べていた（甲173の1及び2）。

原告は、平成16年1月22日の「部活動」についての講義に関する報告の中で、体罰について触れ、「昨年度の部活動の生徒に対しては、教育相談的な生徒理解ができていたので、生徒や保護者とうまくやっていたが、次の年度の生徒に対する生徒理解の取組みが前に比べると弱かった結果、



体罰という服務事故を起こしてしまった。」，「体罰は人権侵害であり，やってはならない。」，「（体罰が子供に与える影響について）この研修の中でより理解を深め，反省することが多々できた。」旨記載する一方，平成15年10月21日付の研修報告書には，同月8日に生徒Bの自宅に電話した際のことについて，「生徒Bの保護者に，『都教委の聞き取りの結果を聞いて激怒した。あれじゃBがうそを言ったことになる。公の場で本当のことを言え。五中の生徒や親たちに本当のことを説明し，公の場で謝罪しろ。校長にその文（謝罪文）を渡さなかったら刑事告訴する。』と言われました。」，「Bくんが学校にちゃんと行けているかどうか心配で電話したのに，Bの保護者はものすごい勢いで怒っていました。」，「Bの保護者は私のことを誤解しているようなので心配です。」等とも記載していた。（甲8の1ないし20，甲9，27，28）

本件研修を命じた職務命令書には，本件研修の目的は「教員としての資質・能力を高め信用を回復するため」と記載されていたものの，佐藤主事，稲葉理事及び澤川校長は，本件研修については，もっぱら，原告を生徒の前に立たせないための措置であると考えており，原告が作成した研修結果報告書については，市教委の稲葉理事，大野理事らは目を通したものの，都教委の関係者はこれを読んでいなかった。市教委は，都教委に対し，市教委が認識している原告の本件研修の状況については，口頭でその情報を伝えていた。（甲54，55，81，証人佐藤正吉，証人澤川菊雄）

#### (6) 都教委における分限免職処分の手続

県費負担教員（都費負担教員）については，区市町村教委が服務監督権を，都道府県教育委員会が任命権を有している（地教行法37条1項，43条1項）。都費負担教員の懲戒処分，分限処分に関しては，都教委人事部職員課が所管している。人事部には教員経験者である管理主事が置かれる。なお，平成15年度までは人事部長の下に管理主事が置かれ，平成16年度からは

人事部長の下に主任管理主事が、人事部職員課長の下に管理主事が置かれることとなった。

平成15年当時、東京都の教員に対する懲戒処分、分限処分の手続は、通常、以下のような手続で行われていた。

まず、教員について、地方公務員法に違反する服務事故等の問題行動があったと思料される場合には、都立学校については校長から、区市町村立学校については区市町村教委教育長から、服務事故報告書が都教委人事部職員課あてに提出される。人事部職員課では、管理主事、職員課副参事に案件を割り振る。案件を割り振られた管理主事、職員課副参事は、事故報告を検討し、事実確認のために市教委・校長立会のもとで本人から事情聴取を行い、他の管理主事らとも協議の上、処分案を作成する。処分案は、人事部長・職員課長・人事部副参事・主席管理主事らに提出されて検討される（人事部長レク）。これをもとに人事部は原案を作成する。

都教委は、教職員懲戒分限審査委員会（懲分審）を設けており、懲分審では、人事部が原案を提出し、教育長次長、総務部長、指導部長、学務部長、教職員研修センター研修部長、法務監察課長等の各委員にこれを説明する。懲分審で人事部の原案が了承された場合には、懲分審は教育長に答申し、懲戒免職処分は都教委が、分限免職処分は教育長が決定する。

（甲54、55、77、甲78、81、乙23、24、40、49、証人佐藤正吉、証人澤川菊雄）

## 2 争点に対する判断

前記1で認定した事実及び争いのない事実も合わせて認定した事実を踏まえて判断する。

(1) 争点1（原告について地方公務員法28条1項3号に該当する事由があるか。）について

ア 判断基準

地方公務員法 28 条に基づく分限処分は、公務の能率の維持及びその適性な運営の確保という目的と、公務員の身分保障の見地から、任命権者にある程度の裁量権は認められるけれども、純然たる自由裁量に委ねられているものではなく、分限制度の目的と関係のない目的や動機に基づいてなされた場合はもちろん、考慮すべき事項を考慮せず考慮すべきでない事項を考慮した場合や、その判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えた不当なものである場合には、裁量権の行使を誤った違法なものとなる。分限処分がこのような違法性を有するかどうかについては、同法 8 条 9 項にいう法律問題として裁判所の審査に服するが、裁判所の審査権はその範囲に限られ、このような違法の程度に至らない判断の当不当には及ばない。

これを同法 28 条 1 項 3 号について考えると、同号にいう「その職に必要な適格性を欠く場合」とは、当該職員の簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等に基因してその職務の円滑な遂行に支障があり、又は支障を生ずる高度の蓋然性が認められる場合をいうものと解される。この適格性の有無は、当該職員の外部に表れた行動・態度について判断する。その場合、個々の行為、態度につき、その性質、態様、背景、状況等の諸般の事情に照らして評価すべきことはもちろん、それら一連の行動、態度については相互に有機的に関連付けてこれを評価すべく、さらに当該職員の経歴や性格、社会環境等の一般的要素をも考慮する必要がある、これら諸般の要素を総合的に検討した上、当該職に要求される一般的な適格性の要件との関連において判断しなければならない（最高裁昭和 48 年 9 月 14 日第二小法廷判決・民集 27 卷 8 号 925 頁参照）。

#### イ 本件についての検討

##### (ア) 私物等の保管について

原告は、東久留米西中学校に在勤していた当時も、2 トントラック 2

台で搬出しなければならないほどの多量の荷物を理科室等で保管しており、問題となっていたが、これらを平成10年4月に小平第五中学校に持ち込んだこと、平成14年ないし15年当時、原告の荷物は少なくとも段ボール箱160個以上もあったことに加えて、当面不要と解される物も多い上、段ボール箱に入らない楽器類などの大きな物もあり、これらが、私物と授業等に使用する又は使用した物とに区別されることなく混在した状態で、二つの理科室の壁沿い及び二つの理科準備室いっばいに、高いところでは天井に届くくらいの高さまで、雑然と積み上げられていたこと、及び、理科室の出入り口付近の廊下には標本類が、屋外にはスキー道具などの私物が置かれていたことは前記認定（第3の1(2)ア、(3)ア、イ）のとおりである。

これらの荷物の中の一部に、授業やクラブ活動で使用するものがあつたことは否定されないが、限られた予算の中で教材やクラブ活動の用具等が必要になることは、他の教諭も同様である。理科室や理科準備室は他の教諭らとも共同で使わなければならないし、廊下や屋外も共用スペースにほかならず、一教諭が前記荷物の保管のために占拠してよいわけではないことは自明の事柄である。また、小平第五中学校には軽音楽部がなかったため、軽音楽部の機材等を常置しておく必要はなかったし、音響機材が実際に授業のビデオ視聴の際に使用されることがなかったことも前記認定（第3の1(3)ア、イ）のとおりである。

本件において、原告は、大量の荷物によって学校の共用スペースを占拠し続けることのないよう、特段の注意指導を受けるまでもなく、私物と教材を区別して私物は持ち帰る、教材として使用する物であっても当面必要でない物は整理して持ち帰る、使い終わった物は廃棄するか持ち帰る、余った物や古い物は廃棄するなどの整理整頓作業をすみやかに行うべきであったことは明らかであり、このことは、いわば当然の事柄に

属するものである。

しかしながら、原告は、東久留米西中学校在勤時も、平成10年4月から勤務した小平第五中学校においても、長期間にわたり、校長や教頭が繰り返し口頭で荷物の整理を指示してきたのに対し、全て教材であるとか、多忙であるなどを理由にこれに従わなかったことは前記認定（第3の1(2)ア、(3)ア、イ）のとおりである。原告は、校長らの注意は単なるお願いにすぎなかった等と主張して指示に従わなかったことを正当化しようともしているが、これは独自の見解というべきであって失当である。

このような、当然の事柄をわきまえずに自己の都合を優先する原告の身勝手な言動は、上司の指示・注意を軽視する態度の表れであるばかりでなく、共同スペースの私的占有状況を継続することは、同僚教員や生徒・保護者の信頼も失う不適切なものといわざるを得ない。

#### (イ) 自動車通勤について

原告は、澤川校長及び岡崎教頭から、許可されていない自動車通勤をしないようにと口頭で注意されたり、口頭や文書で職務命令を受けたりしたが、通勤方法を自動車通勤に変更する旨の届出書を作成してその都度又はまとめて提出し、自動車通勤を続けてきたことは前記認定（第3の1(3)ウ）のとおりである。

そして、公共交通機関を利用した場合の通勤時間が約1時間30分前後かかること、以前に小平第五中学校において自動車通勤による通勤届を提出して自動車通勤が認められたことがあったこと、原告の高齢の父親が病気のため通院治療を受けていたこと、原告が自動車通勤を願い出て原告の父親の診断書を提出したこと、原告の父親が平成15年7月と10月に小平第五中学校を訪れて澤川校長らに自分の病気のことなどを話したという前記認定にかかる一連の事実を照らせば、澤川校長らが原

告の通勤時間や父親の体調不良について自動車通勤を認めるべき事情として市教委に説明してくれているものと原告が期待したとしても無理からぬ一面があり、そのような中で、原告が、自動車通勤を認めないという澤川校長の対応に強い不満や不信感を募らせていたことはいかたがう。

しかしながら、たとえそのような不満等があったにせよ、原告としては、通勤届の正規の手続について確認したり、自動車通勤の必要性について父親と同席して補足説明をしたり、必要な資料について問い合わせなどの手段をとることにできたものであり、そのようなことをせずに、もっぱら自動車通勤を認めないことが不当であると主張して、校長の職務命令に対して大声を上げ耳をふさいで職員室内を歩き回る、無視をする、職務命令文書をくしゃくしゃに丸めて教頭のシャツの胸ポケットに押し込むなどの前記認定にかかる言動は、社会人としての節度を失った、子どもじみたものといえるものであって、もはや正当な抗議として許容される範囲を超え、上司の指示・注意を軽視した反抗的・挑発的な態度であるばかりでなく、教育公務員としての信頼を損なうと評価されてもやむを得ない程度・態様に至っているといわざるを得ない。

#### (ウ) 体罰について

原告は、東久留米西中学校在勤時にも小平第五中学校在勤時にも、生徒を叩いたり蹴ったりする複数の行為に及んでいたことは、前記認定（第3の1(2)イ、(4)ア(ア)、(イ)、(ウ)）のとおりである。

この点につき、原告は、各行為当時は、これらは「やや強度のスキンシップ」であって体罰ではなく、許容されるとの認識を持っていたが、本件研修を受けたことによって、かかる誤った認識が改まり、これらは体罰であって、許容されないものであると認識できるようになった旨を主張する。

そこで検討するに、原告の行為は、例えば、東久留米西中学校の生徒

I に対しては、授業中に教室内を歩き回っていた生徒 I の襟首を掴んで引っ張って教室から廊下に引きずり出し、その身体を壁に押し付け、足をかけて床に引き倒して床に押し付けたというものであること、小平第五中学校の生徒 A に対しては、生徒 A に足払いをして床に倒し、靴（内履き用のズック）を履いた足でその頭部を押さえつけながら大声で注意をしたというものであること、同中学校の生徒 B に対しては、ソフトテニス大会で試合に負けた生徒 B に対し、10 分程度にわたって執拗に「俺の時間を返せ。親の金を返せ。」等と言いながら両ほほを合計 17 回叩いたり、右足を頭上で振り回して左側頭部や左肩に当てたり、足を蹴ったりするというものであることは前記認定（第 3 の 1(2)イ、(4)ア(イ)、(ウ)）のとおりである。これらの原告の行為は、被害生徒に大きな屈辱感を与える上、その人格を傷つけるものである。とりわけ、靴（内履き用のズック）を履いた足で生徒の頭を床に押さえつけたり、テニスの試合に負けた生徒に対し、前記態様で暴力を加えることが、社会通念に照らして許容されるものでないことは、少なくとも、一定の良識を備えた社会人にとっては明白な事柄であり、原告がこのような明白な事柄を当時認識していなかったとは考え難い。

そして、東久留米市において、平成 8 年 9 月 17 日に東京地方裁判所で言い渡された体罰に関する事件の判決内容にかんがみて、市内の教員らに対し、「体罰は、法律で禁止されています。体罰とは、子供に対して身体的にはもとより精神的にも苦痛を与えるような懲戒のことです。」等、体罰を禁止する趣旨の指導があったことが認められるところ（乙 43 ないし 45）、原告本人は、上記指導は「やや強度のスキンシップ」を許容するものと理解していた旨供述しているが、上記指導内容に照らしても、ベテラン教員である原告が東久留米市の上記指導をそのように誤解していたと認めるのは困難である。

また、原告は、生徒Bに対する行為については、市教委からの事情聴取を前にして、生徒Bとその保護者に対して、「体罰及び暴力がなかった」旨の本件確認書に署名を求めたことは前記認定（第3の1(4)イ）のとおりであって、これは、自己の行為が体罰に当たること、少なくとも市教委等の第三者からそのように判断されるかもしれない行為であることを認識していたから行った言動であると解することができる。

以上のとおり、前記各行為当時は体罰であるという認識がなく本件研修によって初めて体罰であると認識できるようになった旨の原告の主張は採用できない。

したがって、原告は、自己の行為が体罰であると認識した上で（少なくとも容易に認識することができたにもかかわらず）、体罰を繰り返してきたことが認められ、その行為態様も、感情的になって、生徒の身体を床に引き倒して押し付けたり、足払いをして床に倒して頭部を靴（内履き用のズック）を履いた足で押さえつけたり、試合に負けた生徒に対して「俺の時間を返せ、親の金を返せ。」と言いながら叩いたり足を生徒の頭上で振り回すなど、肉体的に怪我をさせる危険もある上、精神的に著しい不快感や屈辱感を与え、その人格を著しく傷つけるものであって、原告の行った一連の体罰は、教育的配慮に欠けた極めて不適切な言動であるといえる。なお、生徒Bに対する暴行は、試合に負けたことに対して、寝不足により動きが悪かったせいではないかと感じた原告が、怒りの感情にまかせて、厳しい言葉を浴びせて執拗に叩いたというものであり、生徒自身の授業妨害や校則違反等の非違行為に対して注意指導する過程でなされた有形力の行使でもなく、教育的見地から行った指導の行きすぎというものとは性質を異にする要素が大きく、体罰というよりも単なる粗暴な行為とも評価しうるものである。

以上のとおり、原告の前記一連の体罰ないし暴力行為は、教育を行う



に当たって最も必要な生徒及び保護者と教員との信頼関係を大きく破壊するもので、教育公務員の適格性を欠くものであるといわざるを得ない。

(二) 生徒Bに対する体罰に関する事情聴取等について

原告は、生徒Bに対する行為に関して、澤川校長の事情聴取を再三にわたって拒否していたことは前記認定（第3の1(4)ア(オ)、(カ)）のとおりである。

この点につき、原告は、澤川校長の一方向的な決め付けやパワーハラスメントから身を守るために、第三者の立会なしの事情聴取には応じられなかった旨主張する。

しかしながら、一般的に、校長が問題行動をしたと解される教員の事情聴取をする際に、第三者の立会が常に必要とは解されない上、原告は、それまでもICレコーダーを用いて澤川校長とのやり取りをたびたび録音しており、その際に澤川校長らが録音を禁止したということもなかったことは前記認定（第3の1(4)ア(カ)）のとおりであって、事情聴取において第三者の立会の代わりに録音を求めることも可能であったのであり、第三者の立会がないからといって直ちに事情聴取を拒否する正当な理由があるとはいえない。むしろ、体罰に関する情報提供があった場合に、校長が被害者側だけでなく反対当事者の説明を聞くことは、事実確認の観点のみならず、反対当事者の手続保障という観点からも必要かつ重要なことである。そうであるにもかかわらず、原告がこれを拒否し続けたことは、前記認定（第3の1(3)ウ）のとおり原告が自動車通勤の件で澤川校長に対して強い不満や不信感を募らせていたのだとしても、正当な理由に基づくものとはいえない。

また、原告は、市教委及び都教委の第1回目の事情聴取において、有形力行使したという客観的事実そのものを否定し、平成15年8月27日の都教委の第1回目の事情聴取においては、さらに、「体罰は一切

行っていません。」、「両ほほに手を当て、私の方に顔を向けさせて話を聞かせました。」と、事実と異なる説明をしたことは、前記認定（第3の1(4)ウ）のとおりである。

この点につき、原告は、その当時は生徒Bに対する行為は、体罰ではなく強い指導だと思っていたこと、本件研修を受けて認識が改まったことを主張する。

しかしながら、本件研修によって初めて体罰であると認識できるようになった旨の原告の主張は採用できないことは前判示のとおりである上、都教委の第1回目の事情聴取において、原告は、そもそも生徒Bには有形力の行使を行っていない旨を述べていたものであって、客観的事実を述べた上でそれが強い指導であるという説明をしたことすらないことも前記認定（第3の1(4)ウ）のとおりである。

以上のとおり、原告は、生徒Bに対して前記の暴力行為に及んだ後、正当な理由なく、校長からの事情聴取を再三にわたって拒否したり、市教委や都教委の事情聴取において事実とは異なる説明をしたものであり、このような言動は、教育公務員として必要な正直さ・誠実さに欠け、過剰に自己中心的な態度の表れであって、生徒・保護者からの信頼を失うものといわざるを得ない。

(オ) 生徒Bに関する本件確認書について

原告は、生徒Bに対して、単なる暴力行為とも評価されかねない極めて不適切な体罰を行ったにもかかわらず、市教委の事情聴取を前に、被害者である生徒B及びその保護者に働きかけて、本件確認書に署名を求め（若しくは同様の内容の書類の作成を求めて）、体罰及び暴力の事実がなかったという内容の、事実と反する自己に有利な証憑を作らせようとしたことは前記認定（第3の1(4)イ）のとおりである。

この点、原告は、生徒Bやその保護者も納得していると思っていたと

か、渡したのはサンプルにすぎないとか、澤川校長らのパワーハラスメントから身を守るためにやむを得ない防衛手段としての意味が大きかった旨を主張する。

しかしながら、生徒Bに対する原告の行為は、極めて不適切な暴力行為である上、原告の述べる主張は、どれも結局、自己保身を優先するものにすぎず、生徒Bやその保護者の心情を慮ったり、理解しようとするものではない。生徒Bの保護者は、平成15年5月6日に原告を訪ねた際、原告が一応生徒Bを殴った事実を認めて謝ったことでいったん納得したにすぎないことは前判示のとおりであって、およそ体罰の被害者に対して、体罰及び暴力がなかったという内容の書面の作成を依頼し、被害事実そのものを否定させるよう働きかけることは、そのこと自体、卑劣であるとの非難を免れない行為であるばかりか、被害者に著しく不愉快な思いをさせ、強い不信感を抱かせるものであることは、通常であれば容易に推し量ることができるものであるが、原告はこのことを認識できていなかったといわざるを得ない。

さらに原告は、本件研修に至っても、本件研修における報告書に、「Bの保護者に、『都教委の聞き取りの結果を聞いて激怒した。あれじゃBがうそを言ったことになる。公の場で本当のことを言え。五中の生徒や親たちに本当のことを説明し、公の場で謝罪しろ。校長にその文（謝罪文）を渡さなかったら刑事告訴する。』と言われました。」、「Bくんが学校にちゃんと行けているかどうか心配で電話したのに、Bの保護者はものすごい勢いで怒っていました。」、「Bの保護者は私のことを誤解しているようなので心配です。」等と記載していることは前記認定（第3の1(5)キ）のとおりであって、このことは、生徒Bの保護者が、原告に対する怒りの理由は原告が都教委の第1回目の事情聴取において生徒Bに対する体罰の事実そのものを否定したことである旨を説

明したにもかかわらず、なお、原告が、生徒Bやその保護者の立場や心情を理解できていなかった事実を示すものといわざるを得ない。

そして、原告は、本件訴訟においても、本件確認書の作成を求めたことについての反省は述べつつも、これは澤川校長からのパワーハラスメントに対する防衛手段としての意味が大きいなどと自己の行為を正当化するかのような主張を繰り返しており、結局、被害者である生徒B及びその保護者の前記心情を十分理解しているとはいえず、原告に真摯な反省があるとまでいうことは困難である。

原告のこれらの言動は、原告と澤川校長との間にどのような事情があったにせよ、また、サンプルであれ何であれ、このような確認書を受け取った被害者である生徒及び保護者の心情がどのようなものであるかということを一顧だにせず、澤川校長や教育委員会からの追及に対して、その人格を傷つける極めて不適切な暴行を加えた被害者に働きかけてまで、自己に不利益が及ばないように画策しようとしたものであって、はなはだ自己中心的で身勝手な言動であるといわざるを得ない。

原告が、体罰がなかった旨の事実と異なる主張をするために、体罰の被害者である生徒や保護者に上記内容の確認書を求めることは、生徒Bの保護者が、「当時、私としては、教員である原告が、息子に対して行った体罰について、やっと落ち着いてきた息子の気持ち等を完全に無視し、自分の立場を守るためだけに、体罰を隠ぺいしようとしたり、事実とは異なることを言っていることについて正直、裏切られた気持ちでした。」旨その陳述書（乙50）で述べているとおり、体罰を受けた生徒や保護者の心情をさらに深く傷つけ、教員として最も重要な生徒及び保護者との間の信頼関係を根底から覆すものである。このような原告の行為は、本件で最も問題性の高いものといえ、教育公務員としてはもちろん、その他の一般公務員としても、看過できない極めて重大な信用失墜

行為であるといわざるを得ない。

(カ) 本件研修結果について

原告が、本件研修を受けたことにより、学校運営や生徒指導のあり方について、一定の成果を上げたことは前記認定（第3の1(5)キ）のとおりである。

しかしながら、本件研修を経た現段階においても、原告は、行為当時は生徒Aや生徒Bに対するその人格を著しく傷つける態様での暴行（有形力の行使）についても体罰ではなく許容されるものとの認識をしていたとのにわかに信じ難い主張を維持している（原告本人も同旨の供述をしている）上、原告が本件確認書の作成を求めたことにより生徒Bや保護者が衝撃を受け、強い不信感を抱くに至ったことについて、理解したり慮ったりすることができなかつたという点が、本件研修によっても改善されたとはいえず、本件確認書問題で表れた前記不適格性は否定されない。

したがって、本件研修によって、原告の不適格性を覆すような成果があったとはいえない。

(キ) まとめ

以上のとおり、私物等の保管、自動車通勤及び体罰に関する一連の原告の言動からは、原告が、上司の指示・注意を軽視する言動を繰り返したり、とりわけ体罰と認識し得るにもかかわらず教育的配慮に欠けた生徒の人格を深く傷つける乱暴な体罰を繰り返したり、その体罰に関する事情聴取に対して自己保身をはかって正直さ・誠実さに欠けた対応をした上、あろうことか、その体罰の被害生徒及びその保護者に対して体罰があった事実自体を否定させる内容の自己に有利な証憑を作成させようとするという、生徒・保護者からの信頼を完全に否定するような重大な信用失墜行為にまで及んだものであって、そこからうかがわれる原告の

自己中心的な態度や考えは、一過性のものではなく、簡単には矯正することのできない持続性を有する素質、性格に基づくものであると認めざるを得ず、本件研修結果や、原告のこれまでの教育経験、実績及び評価を踏まえてもなお、職務の円滑な遂行に支障を生ずる高度の蓋然性があるといわざるを得ない。

そして、市教委は、本件研修状況について、都教委に対して口頭で情報提供し、内申に際しては、「決められたものをこなしており、それ以上でもそれ以下でもなく、一連の問題行動を打ち消すに足る材料ではない。」と評価していたのであり、都教委は、市教委の報告及び内申を受けて本件分限免職処分を行っていることも前記認定（第3の1(5)カ）のとおりであって、都教委が本件研修を考慮せずに本件分限免職処分を行ったということとはできない。

したがって、原告について、地方公務員法28条1項3号にいう「その職に必要な適格性を欠く場合」に該当する事由があると認めるのが相当である。

なお、都教委関係者が、本件研修結果報告書を読んでおらず、本件研修は成果を求めるものではなく原告を生徒の前に立たせないようにするための手段であると考えていたことは前記認定（第3の1(5)キ）のとおりであり、このことは、研修制度の趣旨目的（地方公務員法39条1項「職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。」、教育公務員特例法21条1項「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。」）に照らして問題がある対応と指摘せざるを得ない。しかしながら、市教委は、本件研修における原告の取り組み方については、決められたものはこなしており、それ以上でもそれ以下でもなく、一連の問題行動を打ち消すに足る材料ではないと認識評価しており、そのよう

な認識評価を都教委に伝えていたことは前記認定（第3の1(5)カ、キ）のとおりであり、この本件研修に関する情報（事情）も踏まえて本件分限処分が行われたということができ、予定されていた本件研修期間が終了した後に分限免職処分を行うという選択肢もあり得たとはいえるが、本件の前記具体的な事情を踏まえれば、本件分限免職処分については、都教委に、考慮すべき事情を考慮しない裁量権を逸脱した違法があったとまでは認めることができない。

(2) 争点2（本件分限免職処分について手続上の違法があるか。）について

ア 市教委の内申との関係

原告は、都教委は地教行法38条1項に照らして市教委の内申を尊重すべきであり、市教委が内申において分限免職までは想定していなかったにもかかわらず、都教委が分限免職処分を行ったことには、手続上の違法があると主張している。

しかしながら、そもそも地教行法38条1項は、市教委の内申が任命権者の判断を法的に拘束することを定めたものではない上、市教委が分限免職を内申の趣旨に含めていなかったという事実を認めることもできない。

したがって、原告の前記主張は採用できない。

イ 適正手続の問題

原告は、本件分限免職処分の手続においては、原告本人からの弁明聴取が必ずしも十分でないし、分限処分に切り替えたことについての告知もなかったし、処分理由書に挙げられていない事情については告知聴聞の機会も与えられていないことから、適正手続の保障に反する違法があると主張する。

しかしながら、本件分限免職処分に先立って、私物の保管、自動車通勤、生徒Aに対する体罰、生徒Bに対する体罰及び本件確認書については市教委及び都教委による事情聴取が行われていることは前記認定（第3の1(4)

ウ、(5)ウ、エ)。

また、事情聴取の目的は、事実関係を調査・確認し、弁明の機会を与えることであって、懲戒処分と分限処分によって異なるものではなく、事情聴取に当たって、分限処分を視野に入れたことの告知がないことをもって、適正手続に反するということはできない。

そして、本件訴訟において被告が考慮すべき事情として主張している事実のうち、生徒F及びGに対する体罰の件については、市教委による事情聴取が行われている。また、その他の事実については、都教委から市教委に調査を依頼したり、原告に事情聴取を行ったりはしていないが、そもそも分限処分取消訴訟においては、分限処分時における当該公務員の適格性に関する全ての事由がその対象となり、不適格性の徴表である事実について付加して主張することができること（大阪高裁昭和40年3月22日判決、行政事件裁判例集16巻3号457頁参照）、本件分限免職処分の理由に記載されておりかつ都教委が特に重視したと認められる生徒Bに関する件については十分な事情聴取が行われていることから、本件訴訟において被告が考慮すべき事情として主張している事実の一部について事情聴取を経ていないことをもって、直ちに本件分限免職処分が適正手続に反し違法であるということとはできない。

したがって、原告の前記主張は採用できない。

#### ウ 地教行法上の手続との関係

原告は、指導力不足等教員に関する処分等について定めた地教行法上の手続は、指導力不足以外の不適格を理由とする分限免職処分においても最低限守られるべき手続の基準であり、本件においても、研修結果を踏まえて、研修の再受講や、教員としての復帰ができないとしても行政職への採用の可能性があるかどうかという点について検討すべきであったにもかかわらず、それらが全く検討されていないことは、看過し得ない重大な手続



違反であり、違法であると主張する。

たしかに、免職処分が公務員としての地位を失わせるという重大な結果を生じさせるという性質にかんがみて、その適格性についての判断を厳密、慎重に行うことは、公務の能率の維持及びその適性な運営の確保と公務員の身分保障という分限制度の趣旨にも合致すると考えられる。

しかしながら、そのような見地から考えた場合であっても、本件においては、前記(1)のとおりの不適格性、特に、体罰を繰り返してきたこと、体罰をした後でその被害者に働きかけて自己に有利な証憑を作らせようとしたことは重大な信用失墜行為であることからすれば、原告のこれまでの教育活動や実績、本件研修を受けたという事実を踏まえて厳密、慎重に判断してもなお、教育公務員としてのみならず、その他公務員としても、適格性に欠けることが認められる。

そして、地教行法47条の2、教育公務員特例法25条の2及び25条の3の措置（指導力不足等教員に対する指導改善研修及び指導改善研修後の措置）が設けられたことによっても、地方公務員法28条の分限処分の要件には何ら変更が生ずるものではないと考えられることからすれば（甲203ないし206、平成19年7月31日文科科学省通達「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律について」）、指導力不足等教員に関する処分等について定めた地教行法上の手続が分限免職処分において最低限認められるべき手続の基準であるともいえないし、本件において、研修の再受講や、転職可能な他の地方公務員としての適格性の有無を検討しなければ、直ちに、考慮すべき事項を考慮していないとか、重大な手続上の違法があるということにもならない。

以上のとおり、原告の前記主張は採用できない。

#### エ 処分選択の問題

原告は、被告が主張する問題行為は、本来であれば懲戒処分の対象とし

て検討されるべきものであり、そうであれば免職とはならなかったものであるところ、分限処分として手続が進められたのは、分限処分手続の濫用であって、本件分限免職処分は違法であると主張する。

しかしながら、都教委は、澤川校長及び市教委の報告を受け、原告の職務命令違反や体罰は単発的なものではなく、長期間にわたり様々な形で繰り返されており、原告の素質、性格に根ざす問題であると認識するに至ったため、分限処分も視野に入れて検討した結果、本件分限免職処分を行ったものであることは前判示のとおりである。また、地方公務員に対して分限免職処分を行う場合に、他の選り得る手段や処分を常に前置しなければ当該処分が違法となるわけではない。

したがって、原告の前記主張は採用できない。

#### オ まとめ

以上のとおり、本件分限免職処分に手続を誤った違法があるとはいえない。

### 3 結論

以上の次第であり、本件分限免職処分に違法があるとはいえず、原告の主張は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第11部

裁判長裁判官 白石 哲

裁判官 鈴木 拓 児

裁判官 稲 吉 彩 子

これは正本である。

平成22年4月28日

東京地方裁判所民事第11部

裁判所書記官 大松 繁

